

9月27日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（兼田勝久君）

日程第1、議案第58号 始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係
条例の整理に関する条例制定の件

日程第2、議案第62号 始良市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の件

日程第3、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）

日程第4、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）

日程第6、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1
号）

日程第7、議案第68号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件

日程第9、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件

日程第10、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
件

及び

日程第12、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）

までの12案件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） この12案件については、9月7日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

13名の議員から質疑の通告がされておりますので、順次発言を許します。

まず、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） 10月1日からクールビズが解禁になりますが、私はきょうは、教育長さんと2人、ネクタイを締めさせていただきました。それでは、通告いたしました事項につきまして、順次質疑してまいります。

議案第57号、1番目です。第3条、始良市都市計画審議会条例（平成22年始良市条例第237号）第1条に規定する始良市総合計画審議会に諮問するものとなっているが、審議会のメンバーはどのような方々か。年齢相当は考慮してあるのか。男性、女性の比率はどのようなになっているか。

2番目、第6条、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとなっているが、どのような方法で市民及び議会に公表するのか。

引き続きまして、議案第63号、7ページ、都市計画火葬場にかかる位置決定図書作成等業務委託に伴う債務負担、平成24年度まで687万円となっているが、いつ発注するのか。始良市内の業者に発注予定か。それとも別の業者か。

同じく議案第63号、25ページ、始良庁舎本館空調改修工事3,800万円は、発注先はどこを予定しているか。地元業者になるのか。年度内の工期は間に合うのか。これは、いつ設置されたのか。

同じく25ページ、土地購入費1,882万4,000円は、場所はどこか。何の目的に購入するのか。広さは幾らか。1坪当たりの単価は幾らか。

26ページ、一般コミュニティー助成事業補助金680万円の内容を説明せよ。

28ページ、市税過誤納還付金500万円は何年度分か、また何件分か。そして税目は何ですか。

34ページ、介護基盤緊急整備事業補助金4,446万3,000円の内容を説明せよ。

35ページ、子ども医療費扶助4,354万9,000円の内容を説明せよ。何人分ですか。

38ページ、子宮頸がんワクチン接種委託料4,033万8,000円の委託先はどこか。内容説明を求めます。

39ページ、燃料費284万円は、これはさきにも出てきましたが、どこの浴場か。何人ぐらゐの入浴客があるのか。

40ページ、消耗品1.040万円の内容を説明せよ。

45ページ、公団造林整備事業委託料1,043万円は、委託先はどこか。内容を説明してください。

同じく議案第63号で、これは私の建設委員会で委員会付託となっておりますので、割愛いたします。次の社会資本整備総合交付金事業、これも建設水道委員会に付託になりますので、これも割愛いたします。

53ページ、市町村消防補償等組合負担金1,233万5,000円は金額が大きいですが、内容を説明せよ。それはほかの議員が質疑されます。

56ページ、学校施設改修工事1,782万8,000円の内容を説明せよ。場所はどこか。

63ページ、災害復旧工事1,030万円は場所はどこか。これも工期は年度内に間に合うのか。

次の64ページ、これも私の建設水道委員会の付託で、委員会付託になりますので、割愛いたします。通告はしてありました。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

なお、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算の教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

始良市総合計画審議会の組織につきましては、同条例第3条の規定に基づき、議長、副議長及び各常任委員会から1人ずつと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、教育委員、NPO法人協働ネットワーク、自治会連絡協議会、商工会、女性団体連絡協議会、PTA連絡協議会、老人クラブ連合会などの公共的団体と、学識経験者としての志學館大学教授及び公募による市民3人の合計30人の委員で構成されております。

また、委員の年齢層、男女の比率につきましては、各団体から推薦いただいている結果であります。ただし、できる限り女性の参画を推進するため、その旨のお願いを行いました。なお、現在の女性比率は30人中7人の23.3%となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

総合計画は始良市総合計画審議会からの最終答申及びパブリックコメントを経て12月議会に提案し、ご審議いただく予定にしております。また、議会での議決を経て、来年3月までには製本し、市内の公共施設等へ配置する予定としております。

公表につきましては、市報やホームページ等を活用し、市民の皆様への広報に努めてまいります。

議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についてのご質疑のうち、衛生費、保健衛生費の予防費について、里山議員及び河東議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種事業の委託先については、まだ決定しておりません。対象者は中学1年から高校1年相当年齢までの女性1,494人であります。接種費用は1回1万5,000円で、1人につき3回接種しなければなりませんので、4万5,000円となる見込みで、全額助成を予定しております。接種方法につきましては、集団接種ではなく、個別接種になろうかと考えております。

接種時期につきましては、ワクチン供給の問題もありますが、議決後速やかに実施できるよう努めてまいります。

子宮頸がんワクチンは、現在、2種類のウイルスに効果のある2価ワクチンと、4種類のウイルスに効果のある4価ワクチンの2種類があります。6月議会の段階では2価ワクチンしか公費助成の対象でありませんでした。4価ワクチンは120を超える国々で使用されるなど、世界では主流のワクチンであり、日本においても昨年から申請されていたため、状況を見守る必要がありました。

一方子宮頸がんワクチン接種事業の実施につきましては、国の実施要領で被接種者や保護者が十分理解し得る事前説明が必要とされており、ワクチンだけでなく、子宮頸がん全般について、十分な説明会を行った後と考えておりました。

これを踏まえ、7月に蒲生、始良、加治木の3地区で子宮頸がん及びワクチンについての親子セミナーを行ったところであります。

このセミナー後のアンケートでは、9割を超える方がワクチンの接種費助成について実施を望んでおられました。また、セミナーの中でも、4価ワクチンの有効性について取り上げられ、参加者に十分認識していただいたところではありますが、このワクチンが7月に薬事承認され、公費助成事業についても、8月25日付で新規追加されたことなどから、時宜を得たものと判断し、今回補正計上したものであります。

○副市長（西 慎一郎君） 始良都市計画火葬場にかかる位置決定図書作成等業務委託に伴う債務負担について、笹井議員及び里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

発注の時期であります。火葬場の建替につきましては、都市計画の位置決定を行う必要があり、本補正予算の議決を経て早急に発注したいと考えております。また、発注業者につきましては、指名委員会で協議し、選定いたします。

新火葬場の竣工日につきましては、平成27年1月を計画しておりますので、今後の作業工程につきましては、この時期を前提にしたスケジュールとなります。

火葬場は、都市計画法第11条において、都市施設として位置づけられ、また建築基準法第51条にお

いては、新築増築の場合は、都市計画法の位置決定が必要であり、また都市計画法第19条第3項では、都市計画位置決定をしようとするときは、あらかじめ県知事と協議をしなければならないと定められております。

今後、実施設計、本体工事、火葬炉工事、屋外附帯工事、現火葬場の解体などの作業工程を予定しておりますが、都市計画位置決定をすることが前提となります。

このような理由により、今議会で債務負担行為を提案いたしました。なお、道路等の整備につきましては、今後火葬場の利便性の問題も考慮しながら、総合的な視点で検討してまいります。

次に、総務費、総務管理費の財産管理費について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

始良庁舎本館空調改修工事につきまして、発注先は指名委員会で協議し、指名業者を選定いたします。工期は約100日間で10月中旬に発注し、来年1月末の完成予定であります。

概要につきましては、昭和56年に設置され、30年が経過している空調機を撤去し、新しくパッケージ・エアコン方式の空調機28台を設置するものであります。

次に、旧永原保育所解体工事の概要は、昭和46年に建設され、40年が経過している木造平屋153m²を解体除去し、整地をするものであり、工期は約50日間を予定しております。

次に、土地購入費につきましては、土地開発基金により福祉事務所建設用地295m²を坪当たり約21万500円の1,882万1,000円で先行取得しておりましたので、その土地を一般会計予算で買い戻すための土地購入費であります。なお、基金での購入費は1,882万1,000円ですが、基金の運用にかかる利息を含めて今回、1,882万4,000円を計上しております。

次に、総務管理費の企画費について、出水議員、堀議員及び法元議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

一般コミュニティ助成事業補助金は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業のコミュニティ助成事業として実施しているものです。これは、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関し、助成する事業であります。本年度は3つの自治会等が事業決定を受けました。補正額680万円の内訳としましては、永原自治会が無線放送設備や公民館内放送設備などの購入費250万円、木田自興館が空調機器やグラウンドゴルフ用具などの購入費230万円、北山校区地域コミュニティ協議会がパソコンやビデオプロジェクター、刈払機などの購入費200万円であります。

次に、徴税費の賦課徴収費についてのご質疑にお答えいたします。

市税過誤納還付金につきましては、平成22年度以前に納付された市税にかかる還付金が当初見込みより多額となり、今後の還付事務に支障があるための補正であります。

その主な理由は、法人市民税の平成22年度中に中間納付された分にかかる還付金の増加であります。法人市民税のほかに対象となる税目は、個人市民税、軽自動車税及び固定資産税であります。

次に、民生費、社会福祉費の社会福祉施設費について、湯川議員、湯之原議員、里山議員及び河東議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

介護基盤緊急整備事業補助金につきましては、できる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実のために、国が実施する介護基盤整備事業に基づき、県補助金として交付されるもので、新設される介護施設等の整備補助金と既存の介護施設等へのスプリンクラー等の設置補助金であります。

なお、この補助金は予算書16ページに計上してありますとおり、全額が県補助金で、市を経由して

各介護施設へ交付されるものです。

補助金の内訳としましては、重富小学校の近くに新しく建設されますグループホームへの補助金が3,000万円、その開設にかかる準備経費として自動車やベッド・電化製品等の購入に対する補助金として540万円が交付されるものと、既存施設のグループホーム2カ所及び小規模多機能型居宅介護施設1カ所のスプリンクラー整備にかかる費用に対する補助金906万3,000円であります。

今回の補助単価等は、県の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱等に基づいて算定されておりまして、グループホームを建設する特定医療法人大進会に3,540万円が交付されます。

スプリンクラー整備に対する補助金につきましては、1㎡当たり9,000円の補助単価で、建物面積によって補助金額が異なりますが、まずグループホームたんぽぽを運営する医療法人拓和会に224万1,000円、グループホーム明倫館を運営するNPO法人ケアネットあいらいに419万4,000円、小規模多機能ホーム重富の里を運営する特定医療法人大進会に262万8,000円であります。

これによりまして、始良市内すべてのグループホームにスプリンクラーが設置されることとなります。

なお、地区ごとのグループホームの施設数と入所者数は、今回新設されますグループホームを加えますと、始良地区が6施設72人、加治木地区は5施設63人、蒲生地区は2施設36人で、合計で13施設となり、171人が入所できることとなります。

地域支えあい体制づくり事業につきましては、高齢者や身体障がい者の引きこもり防止や健康づくりと交流を目的として、スポーツ活動の場を提供するにあたり、その指導者を育成するための研修等にかかる費用に対する補助金であります。

今回、介護予防人材育成事業として、県の決定を受けて、NPO法人サポートロコペリが実施するものであります。なお、補助金183万円は全額国からの補助金で、歳入も同額を計上しております。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費についてのご質疑にお答えいたします。

子ども医療扶助につきましては、本年1月診療分から対象者を小学校修了まで拡大し、医療機関に支払った自己負担金の全額を助成しております。

医療費助成金の本年度4月の支払い実績から本年度の所要見込み額が1億8,230万7,000円と推計されるため、4,354万9,000円の不足見込み額を補正するものであります。なお、この事業の受給資格者数は、約9,000人であります。

次に、保健衛生費の公衆浴場費について、東馬場議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

対象施設であります、くすの湯の入浴者数につきましては、平成22年度決算で、年間7万5,785人、1日平均約244人となっております。また、今回の補正につきましては、くすの湯ボイラーの重油代の増額を行うものですが、当初予算策定時に比較して、重油単価が上昇したこと、及び湯量減による白湯使用量の増加が主な原因であります。

次に、清掃費の塵芥処理費について、東馬場議員及び里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

加治木、蒲生地区の資源物分別収集用消耗品につきましては、資源物収集に使用するネット2,500枚、ネットスタンド700本、コンテナ1,000個、品目を示すネームプレート1,740枚、ブルーシート80枚、トラロープ80本、燃えるごみステーションの専用看板200枚を購入しまして、加治木、蒲生地区の資源物分別収集を実施いたします。

また、加治木地区において、プラスチック類の収集にエコバックライトを使用しておりますが、今

後収集体制を統一することから、同じネット方式であります、スタンドを使ったネットに変更いたします。

品質の向上のため、収集運搬方法を検討中ではありますが、収集時の飛散防止を図り、運搬が容易となることから、現在使用しておりますエコバックライトにつきましては、今後使用しないこととなります。

次に、農林水産業費、林業費の造林事業費についてのご質疑にお答えいたします。

公団造林整備事業の委託先は、認定林業事業体である始良西部森林組合に委託する予定であります。事業内容としましては、独立行政法人森林総合研究所と分収林契約をしている蒲生町白男字真黒平と、字小鹿倉の33m²の除伐及び木津志岩塚団地の作業路625mの開設であります。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費の現年耕地災害復旧費についてのご質疑にお答えいたします。

今回の耕地災害につきましては、6月の梅雨前線豪雨に伴うものであり、復旧箇所は加治木の辺川地区及び西別府地区、始良の船津地区及び三拾町地区、蒲生の白男地区の計5カ所であります。工期につきましては、10月中旬に国の災害査定が予定されており、査定後、工事発注いたします。なお、始良の三拾町地区災害箇所は、最も規模が大きく工事費が600万円程度になりますが、標準工期で100日程度となりますので、年度内に完成する見込みであります。

○教育長（小倉寛恒君） 教育費小学校費の学校管理費について、湯川議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

学校施設改修工事の内容は、菅原線街路事業に伴う建昌小学校南門及び南側フェンスの設置工事などです。委託料663万9,000円の減額補正は、同じく菅原線街路事業に伴う建昌小学校の樹木、工作物及び焼却炉の撤去委託料の執行残を減額するものであります。

なお、減額内容と工事請負費の関連につきましては、委託料の減額分を工事請負費に組みかえるものであります。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） 市長及び副市長から詳しい答弁をいただきましたが、答弁の中に入っていないことについて、お聞きいたします。

まず、25ページの土地購入費1,882万4,000円の広さは幾らか、これは入っておりますか。また、1坪当たりの単価は幾らになりますか。

それから、34ページ、介護基盤緊急整備事業補助金4,446万3,000円は、これは何人というのは、これは9人というのが出てきましたが、これをずっと足していけばわかると思うんですけど、民間のグループホームは、始良市内に幾つあるか、書いてないから聞くんです。何人入所しているのか、施設ごと、これは書いてあります。

それから、施設ごとの入所料を説明してください。

それから38ページ、子宮頸がんワクチン接種委託料4,033万8,000円について、これも答弁で何人分というのが書いてありました。

次にお尋ねしますが、今までに子宮頸がんについて、始良市内で死亡者があったのかどうか、その死亡者が出ておれば、それをお示してください。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） お答えいたします。

福祉事務所とそれから福祉事務所の用地の面積と坪当たりの単価につきましては、先ほど答弁があったかと思います。

○5番（田口幸一君） 了解しました。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

子宮頸がんによる死亡者については、始良市内では現在ありません。

以上です。

○5番（田口幸一君） 了解。

○福祉部長（小川博文君） 介護基盤緊急整備事業補助金については、担当課長に答弁させます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。ただいまのご質問の中の民間のグループホームは、市内に幾つあるかということについてお答えをいたします。

新設分を含めまして、13施設でございます。

それから、次に、施設ごとの入所料は幾らかというご質問についてお答えいたします。

入所料につきましては、介護度によりまして、若干幅があるわけでございますが、居住費、食費等を含めまして、低いところで8万円、高いところで11万5,000円、これにその他日用品実費分が含まれるということでございます。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで、田口議員の質疑を終わります。

議案第63号については、田口議員と重複している質疑項目が、出水議員、湯川議員、笹井議員、東馬場議員、湯之原議員、里山議員、河東議員、堀議員、法元議員もあります。重複している項目について、質疑はありませんか。

○16番（東馬場 弘君） 私は、39ページの公衆浴場費の件で、284万円のまず積算根拠です。先ほど説明がありましたけども、22年度決算では、1,040万6,770円となっているんですけども、今年度の当初予算では、963万9,000円で、差額が76万円ぐらいになるんですけども、この284万円の積算根拠で、これが今年度末まで十分足りるのか、そうやってとられてよいのかの質疑です。

もう1点は40ページです。塵芥処理費の需用費の件についてですが、答弁書では、エコバグライトは今後使用しないということを書いてありますけども、今まで加治木地区はエコバグライトを4年ぐらい使用していると思うんですが、今度かえるとなると、なかなか不便さを感じるのではないというふうに感じます。もしそれでもかえるんだとなると、今まで使っていた分、ネットとかケース、これは今後どうなるのか、廃棄処分になるのか、それとも市民に無償による払い下げ等はされないの

か。この点を一つと、あと専用看板200枚程度という答弁がありましたけども、これも今まで燃えるごみステーションはちゃんと燃えるごみステーションの看板があったんですけども、まだ予備に準備してあると思いますけども、これも結局廃棄されるのか、統一されるのか。その点について質疑します。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） ただいまのくすの湯の燃料代の増加分の内訳についてお答えいたします。

燃料代といたしまして、まずは使用量のほうですが、重油の使用量といたしまして、今年度増量が7,440L見込まれます。それと、単価のほうが今年度値上がり分といたしまして、17円強値上がりしておりますので、単価増分といたしまして、使用量と単価料で約210万円、単価の増分が210万円、使用量の増分が74万円ということで、284万円の増額、これで今年度については、賄えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

まずは、エコバッグライトでございますが、これにつきましては、狭い場所とか、側溝の上とか、そういうところで使えるようなところがあれば、そういうのを使わせてくれという意見もあるみたいですので、そういった使えるところについては、使用できるような形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、看板についてでございますが、基本的には廃止ですが、一気に廃止というのではなくて、随時廃止していくという形のものでございます。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） このエコバッグライト、ネット関係は、答弁がわからなかったんですけど、払い下げも含めてということとらえてよろしいですか。

○市民生活部長（花田實徳君） 今の質問については、担当課長のほうに答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。議員の今のご質問でございますが、私ども、今地元のほうに説明会を開催しているところでございます。その中で、市民の方々から使いたい、これはどうなるんだということもあるようでございます。それ等の意見が、10月の末になりますと、ほぼ説明会が終わりますので、そちらの内容を検討しながら、この後、議員がおっしゃるように、払い下げとか、そういったところも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○2番（笹井義一君） 私は、議案第57号の始良市総合計画策定条例制定の件につきましても提出しておりましたが、よろしいでしょうか、議長。田口議員の関連で一緒に。

○議長（兼田勝久君） 田口議員の57号の質疑については、終了しました、先ほど。

○2番（笹井義一君） これについては、議長は私に追加で前を元に戻すということでわざわざご連絡くださいました。

○議長（兼田勝久君） 今、63号の質疑を行っておりますので。

○2番（笹井義一君） これは一括ですから、57号からいくべきところが、57号が出てきてないから、私は今申し上げているところです。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

（午前10時38分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分開議）

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。

○2番（笹井義一君） 議案第63号 一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

歳入の第2条で、火葬場建設にかかる位置決定図書作成業務委託費として687万円の債務負担行為の補正が提案されております。今田口議員のほうにも説明がございましたけれども、私が思うには、なぜそんなに急がなければならないのかということ。それから、緩和措置後の交付税の推移など、これをきちんと見きわめる必要があるのではないかと。

このような観点から私は、少し長くなりますけれども、一般質問で3点セットを同時施行した場合と、斎場を5年おくらせた場合のメリット、デメリットの概要を数値で示せとお伺いしたわけです。同時実施した場合の総事業費が46億円、財源の見通しは国庫補助金が5億7,000万円、起債額が約33億円、一般財源約7億3,000万円を想定すると回答されております。

斎場を5年おくらせた場合に、合併推進債を活用した場合、31年度までに完成させる必要があると。あわせて、交付税が合併6年目から緩和措置が段階的に減じられて、そして10億円以上減少していると想定し、事業費確保が不透明なため、これは3つ一緒にするんだと、このように答弁されております。

これらを踏まえて質疑を行いたいと思いますが、地方交付税に対して、普通交付税の割合、これはおおむね何%ぐらいになるのか。これはいろんな事業をやっていくと、地方交付税に算入されているお金がございまして、それらも含めて地方交付税という額でございまして、例えば23年度の予算です。地方交付税当初予算額が83億円ございまして、この普通交付税の額はどの程度になるのか。これは概算でも結構でございます。

それから、2番目に、地方交付税は、合併後5年が経過すると激変緩和措置が切れまして、年次的に削減されよるわけですが、始良市単独の交付税の見込み額、これは平準化した、ずっとこれが削減

されていくわけではございませんで、面積とか道路延長とか人口とかいろいろなものを加味して、そして始良市の単独の交付税というのが決まってくるわけであろうと思いますが、この見込み額を把握しているのか。把握しておれば、この額を示されたい。

それから3つ目、平成32年度時点で、平成23年度予算、これが83億円の50%に減額されることがあり得るのか。これは上のところと一緒になりますけれども、これがあり得るのか。

それから、平成30年度には普通交付税10億円の減額が見込まれると述べました。その後の新たな事業対応をどのように考えているのか。例えば何か一般的な財源をやはり抑えなければならないのか、その辺はどうなのかということ。

それから、最後に5番目ですが、緩和措置後、厳しい財政状況が見込まれる、先ほど言いましたように、普通交付税が10億円程度減額されて、今しなければ、あとお金がなくなるんだという答弁でございましたけれども、そういう状況が見込まれるようであれば、逆に財調等に、今あるお金を積み立てて、2つは同時施工して、1つは財調に積み立てて、そして、その措置後に地方交付税が安定した段階で、市民のために充当すべきではないだろうか。

今、多くの市民の声を聞きますけれども、斎場の整備は望んでおります。しかしながら、やはり厳しい財政状況の中であれば、多くの市民が緊急な斎場整備は望んでいないと、このように考えておりますが、少し一般質問的な形式になりましたけれども、これは債務負担行為をするかしないか、そのこと自体が、斎場をそのままやるのか、やらないのかということになりますので、この5点について答弁をお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） この斎場の、今回の提案をさせていただいているのは、この都市計画の位置決定を見なければならないということにあたりまして、その年度を超えますので、そういうことで、この業務が、それで債務負担行為をお願いしているということでございます。

その一般質問等でもお答えしましたように、この事業については、いずれにしても始良市として整備を図らなければならない事業というふうに認識しております。したがって、財政面、いろいろと後年度のその財政計画等々をしっかりと見詰めながら、財政の裏づけをつけてお示しをしたいというふうにも思っているところであります。

ほかについては、それぞれが答弁いたします。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 5点ほど質疑をいただいた中で、まず1点目ですが、今年度当初予算で83億予算計上をさせていただいております。その内訳は、普通交付税で80億、特別交付税で3億円でございます。

それから、半減するかというような、83億に対して半減するかというご質問がございました。これにつきましては、半減、議員もご指摘いただきましたように、10年後というのは推計でしかないんですけれども、現在わかる範囲では、交付税は一本算定になった時点で、単純に言えば10億、もしくは11億程度減額という前提に立っております。それは、あくまでも規則的に減額になっていくわけですし、現在の八十数億が半減になるというふうには考えてはおりません。

以上、今、わかる範囲でお答えさせていただきました。

○副市長（西 慎一郎君） 後半部分のご質疑についてお答えしたいと思います。

議員ご承知のとおり、交付税につきましては、平成27年度以降、5年間で暫定的に減額されていくと。これで、今は旧3町で算定された交付税額が、始良市として1本で算定された額を上回るということ、今後10年間については、旧3町分の交付税額で推移していくと。これは合併算定がえの考え方でございますが、その後、27年度以降は暫定的に削減されまして、5年後には、27年度以降5年後には10億円を超える額が削減されているということは見込まれております。

それに向けては、やはり、財政健全化計画、そういったものをつくっていかなければいけないと。そのために、今、行政改革大綱というのを定めまして、その実施計画で定めて、それに沿って削減をしていくと、そういったことになろうかと思います。

以上、答弁いたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 5番目の財調に積み立てる件についてご説明申し上げます。企画部としましては、3点セットの償還額というのが、年間2億円程度を想定しております。そういうことで、24年度に松原地区の土地改良区の関係がすみますと、1億5,000万から2億円程度が償還ができることになります。そういうことで、議員仰せのとおり、財調に積むのも1つの方法ですけれども、償還ができる時期、つまり市民の皆さんに早くサービスが提供できるのも1つの方法かということで、25、26を想定しているところでございます。

○2番（笹井義一君） 私も、23年度予算の83億を基本にして、27年度までで5年目が27年なんですよ。で、28年度から、その83億に対して10%ずつ下がっていくと、これをベースにして下がっていくということになると、31年度、大体この辺で33億ぐらい減少。まあ、段階的にいくと、28年度が8億3,000万、29年度が16億6,000万、それから30年が24億9,000万ですか。で、31年でくると、地方交付税額そのものが約50億弱と、このような計算になって、83億がこの程度に落ちる。しかし、今、先ほどの話では、大体10億から12億ぐらいが限界で、それ移行は推移していくんであろうと、そういう答弁でございましたね。

それから、先ほどの田口議員の質疑に対しては、27年1月が開業するんだと、竣工が27年1月ということでございまして、結局、今急ぐ、それがどうしても急がなければならないということで、そして松原の帖佐第一土地区画整理事業のことでしょうね。さっきは松原の土地改良事業と言われましたけれども。これが終わるからということで、これは、その償還がすべて終わるから、これに回せるということなんですね。

そういうことでいくから大丈夫だということでございますけれども、新たな事業、いろいろ出てくるだろうと思えます。加治木の総合庁舎の件、蒲生の総合庁舎の件、本当にそこに住みながら、そこにいながら、そこで仕事を、業務をせにゃならんと、そういうのが緊急な事態が発生したときに、じゃあ、もうほかはそんなに大きなのはできないんだよということはある得ないのか、考えられないのか。そこだけお聞きして、私はもうこれで終わりですので、質疑を終わります。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来お答えしておりますように、始良市となりまして、いろいろと施設整備、図らなければならない課題も山積みしているわけでございますが、そのことを、基本的には単年度で集中的に財政支出ということになりますと行政運営に支障を来しますので、できるだけ後年度に平準化する、そのような形を備えて計画をするということが基本であらうと思えます。

今、議員ご指摘のいろいろな課題が出ましたときには、そのことはいろいろと、その時点でどのような手当をするかという必要はあろうと思いますが、そのように順次、年次的に、できるだけ、後年度突出して単年度に負担がふえない形を、今後とも模索していきたいというふうに考えます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○13番（里山和子君） 今のに関連しまして、債務負担行為のところで質疑をしたいと思いますが、私も、笹井議員は、借りるほうの側の財政をいろいろ心配しておっしゃったんですけれども、私は、今度は返すほうを心配しないといけないんじゃないかと思ひまして、ちょっと、まだ全体像は当局のほうからも出てないんですけれども、この3つで一番多く返済するのが、27年度から35年度あたりまで2億3,000万、2億円台の返済が一応試算されてるわけですね。

このほかにも、これは建物だけの試算ですから、いろいろ用地費とか、道路拡幅とか、いろいろほかにも財源が要すると思うんですけれども、決算で、平成22年度は大体42億ぐらい借りて、52億ぐらい返してたと思うんですけれど、23年度は補正予算書の72ページに書いてありますけれど、31億8,000万借りて、元金だけでは33億3,180万返すようになってるんですけれど、利息が5億から6億ぐらいついているんですよ、計算してみましたら。

そうしますと、大体40億ぐらいの平年で返済になっていると。そうすると、あと2億3,000万が積み重なると、四十二、三億の返済と、一番多い時はなってくるというようなことで、私は二百七十数億円ぐらいの予算規模の中で、40億ぐらいのこの借金返済を毎年していくというのがいかなものかと。そういう観点から、この、もう少し、この間7月に財政のどちらが有利かという報告があつて、そして8月の全協で、一応PFIはやらないというような説明があつて、この間9月の議会で、私、みんなで一般質問して大方のことがわかってきたんですけど、まだ、その、幾ら交付税がどうなるかとか、今、笹井議員が質問されたこととか、私が言ってることなどは、まだ、こう、きちんと議会全体の認識に、当局からの説明もない中で、9月議会の補正でこのように唐突に、まあ、都市計画の位置決定を、新築・増築の場合は位置決定をしようとするときは、この事前に許可を得ないといけないとかいうのがあるから必要なんでしょうけれども、ちょっと、もうちょっとこの時期をおくらせて、債務負担行為として予算化されることはできなかったのかということ、その点に絡めてお聞きしたいと思ひます。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

この、先ほど来お答えしておりますように、始良市に課せられたいろいろなまちづくりのための整備というのは、種々、雑多抱えております。そういう中で、できうところから確実に手をつけていくということであろうと思ひます。

したがひまして、このことについては、従来の一般質問等でもお尋ねいただいているところでございますが、そのように行政といたしましては、そのように事業を進めていきたいと。そのことを各部、これまでずっと精査してまいりまして、積み上げてまいりました。

それらを受けて、この計画に基づいて順次そのように進めているところでございます。先ほど、副市長がお答えしましたように、行革のことを含めて財政との一体感ということについても、議会の皆様に先でしっかりお示しをするということにもしておりますので、そのようにご理解いただきたいと

思います。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかにございませんか。

○23番（湯川逸郎君） 田口議員と競合するところが、私の質問、10問出しましたけれども、2問ありますので、2問について質問いたしたいと思います。

まず、民生費の社会福祉施設費のことでございますが、これの何社、まあ事業所があるわけですね。その事業所が何社で、どのような方法で決定されたのか。それに伴って、その毎年この中で、このような補助金をいただいている事業所がないのか。そして、先ほども答弁がありましたように、13カ所ありますよということがありましたが、このような方々は、いつ、じゃあ自己資金しか出てこない。補助金をいただきながら拡張していくことは到底できない状態になっているというような状態が、今後も続くんじゃないかと思いますが、そのあたりをご答弁ください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

この新規のグループホームのことのご質問かと思うんですがございますけれども、新規のグループホームについて、今回3,000万円と540万円ということについているわけでございますが、何社かと申しますと、これは公募いたしております。公募いたしまして、3社が、まあ3事業所といいますか、福祉法人ですけども、名乗りを上げまして、介護保険推進協議会の委員の方々にお諮りして、プレゼンテーションも行いまして、1社選定をして決めているところでございます。

それから、この補助金というのは答弁でも申し上げておりますように、介護基盤緊急整備事業の特別対策事業の交付要綱に基づいておりますので、従来のグループホームがもらったか、もらわないかというのは、そのときどきの補助の要綱によるわけございまして、今回この介護保険緊急基盤整備事業補助金というのが創設されておりますので、これによって3,000万円と540万円が交付されるということでございます。当然、これ、国の事業でございますので、満額と申しますか、市の持ち出しはないという事業でございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 内容的には非常に詳しく書いてあったわけですが、やはり、今後もその公募の段階で、3社だったということですが、ほかの事業所においては、やはりこういう大きな補助金あるいはそういうものがあつた場合には、拡張の意向等がやはり事前に聞いて、同じところだけ出すような公募にするような方法じゃどうしようもないんじゃないかなと思って私は質問しておりますが、そのようなことを、やはり地域支え合い体制とか、あるいは緊急基盤整備事業補助金というような、こういうものが2通り出てくれば、当然小さな介護施設の関係の方々もこぞって出されると思いますので、ぜひとも、あるいは、そういう、また、こういう小さなスプリンクラーとか、あるいは施設の改善とか、そういうものまで、やはり皆さんがしたい事業だと思っておりますので、そのあたりを十分に周知・徹底される必要があるんじゃないかなと思います。そこで、今後の問題につきまして、今、申し上げましたが、そのように体制が今後取られるかどうか。

それから、もう1件は、教育委員会のほうのことでございますが、学校管理費の樹木除去委託料ですね、減額されたと、工事費というようなところで、この工事の発注のやり方は、どういうやり方で

される方法か。そのものをお聞きしたいと思います。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

介護保険事業所はたくさんあるわけですが、公募と申し上げましたのは、広報で市内の事業者に広報することに加えて、ホームページでも公募しております。当然、市内の業者だけということでもございまして、アクセス数はかなり上っておりますが、このグループホームを運営していく要件を満たす事業所ということが条件でございまして、そういうことで、名乗りを上げていただきました3事業所がございましたので、そこを選定していったということでございます。

さらに、この地域につきましても、始良西圏域にグループホームがなかったということもございまして、やっぱり平準化して、始良市内にグループホームが偏ってもいけませんので、そういうことも考慮して、今度は西圏域ということでの公募といたしました結果、今、ここに答弁申し上げている事業所が採択されたということでございます。

以上です。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

樹木撤去委託料ほかの今後の発注の仕方ということでございますが、この委託料につきましては減額ということで、あと残っている委託料分といたしまして150万円ほど残しておりますので、その分については、指名委員会等に諮って発注することになると思います。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） 湯川議員、湯川議員の。

○23番（湯川逸郎君） 3問目です。

○議長（兼田勝久君） いや、質疑は終わっております。

○23番（湯川逸郎君） 終わったんですね。はい、わかりました。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○24番（堀 広子君） 1点だけお尋ねいたします。ページ25ページの旧永原保育所解体工事の件でございますが、250万円補正として組まれておりますが、40年間経過して、木造平屋を解体除去して整地するということでございますが、これはいつからの工事になるのか。そして、この整地されたあと、そのまま放っておかれるのか。整地後の何か計画があるのかお尋ねいたします。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 旧永原保育所の解体工事につきまして回答いたします。

昭和46年に開設しまして、その後閉園されております。今回学校の敷地内ではあるんですが、るる、今までも今後の跡地ということで検討はいたしておりました。ただ、残念ながら、妙案がございまして、ただ、危険な状況といいますか、子どもたちが日々生活する中で、やはりそういう声が、学校

等からもありましたので、今回撤去をさせていただくと、解体撤去ということになりました。

跡地につきましては、現在のところ、また学校とも打ち合わせをさせていただくんですが、現在のところ更地にさせて利用させていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで議案第63号について、田口議員との重複議員の質疑を終わります。

次に、出水昭彦議員の質疑を許します。

○12番（出水昭彦君） それでは、議案第63号につきまして、通告した点をお伺いします。

議案63号の45ページ、農林水産業費、林業費、林業振興費の中で、里山林機能回復事業委託料とございます。これにつきまして、どのような事業で、どこで何を行うのか等、内容につきましてお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 出水議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の農林水産業費、林業費の林業振興費について、湯川議員及び湯之原議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

里山林機能回復事業の内容は、幹線道路沿線や里山地域における管理不十分な森林及び公益上重要な森林を整備し、里山林の持つ防災機能や景観保全機能の維持増進を図ることです。

今回の事業箇所は、幹線道路である県道麓・重富停車場線から望む位置にあり、景観林及び防災林として、公益上重要であることから、県から全額補助を受け、始良市平松字城瀬の1.27haの荒廃した竹林を伐採整理し、里山林の持つ機能の改善を図るものです。委託先につきましては、認定林業事業体である始良西部森林組合の予定であります。

以上、お答えいたします。

○12番（出水昭彦君） ただいまご答弁いただいた点につきまして、再度お伺いします。まず、対象となる山林でございしますが、公益上重要な森林というようなことでございしますが、これにつきましては、公有林なのか、民有林も含むのかを1点。

次に、今回の事業では、竹林の伐採ということを考えておられますが、この事業が植林等も可能なのか。例えば、里山機能保全というような考え方で申しますと、このような伐採ならず、広葉樹の植林というようなことも事業として想定しうるわけですが、そのような事業も、この事業で可能なのか。それが2点目です。

次に3点目、今回、この事業につきましては、県補助金で執行するというような考え方でございますが、里山の機能回復ということに関しましては、昨今言われておることでございますが、この事業枠にかかわらず、拡大し、いわゆる市の単独の財源をつけ加えて事業を拡大するという考えはないのか。また、この事業は、平成23年度単年度なのか。それとも次年度以降も同様な事業があるのか。その3点につきまして、再質問いたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えします。

まず最初の公有林か民有林かということでございますが、9筆の7名がおられます。これは民有林でございます。

それから、植林は可能かということでございますが、これ、公益上ということで、防災、それから景観、それから水源涵養とか保安林というような機能を維持するということでございますが、この事業につきましては、荒廃した竹林もしくは里山を整備するということでございますので、その観点から言いますと、伐採とか間伐とかいうのが主になるということでございます。

それから、この事業を市として拡大できないかということでございますが、今、この事業につきましては、提案どおり100%の事業でございますので、当面はこの事業を使いながらいきたいと、事業実施をしていきたいというふうに考えております。

今のところ、この事業につきましては、23年度の事業ということでございます。

○12番（出水昭彦君） 民有林を今回考えておられるということでございます。まあ、23年度の事業ですので、今後出る可能性というものはなかなかないわけではございますが、民有林の中での事業判定ということを考えますと、同等な山林というものは多数見受けられるような気がいたしますが、その中で、この事業判定をどのような形で行われたか、3回目ですね、質疑をお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えします。

今回の事業につきましては、この9筆7名の方の1名の方から、県のほうに竹林の整備はできないだろうかという話がございます、県のほうから、こういう事業があるので、始良市として取り組めないかということがございまして、あと残り6名の方に、始良市として話をしながら進めていったということでございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで議案第63号について、出水議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、竹下日出志議員の質疑を許します。

○11番（竹下日出志君） 議題となりました議案第63号平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）について質疑します。

歳出につきまして、はじめに要旨1点目、予算書37ページ、民生費、生活保護総務費、緊急特別住宅手当事業費113万4,000円の内容の説明を求めます。

次に、要旨2点目、予算書38ページ、衛生費、保健衛生費、健康増進事業費401万円の肝炎ウイルス検診の内容の説明を求めます。

次に、要旨3点目、予算書43ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費226万5,000円の環境保全型農業直接支払い事業、そば産地活性化推進事業及び鳥獣被害防止対策事業の内容の説明を求めます。

次に、要旨4点目、予算書44ページ、農地費の負担金補助及び交付金、農地・水・環境保全向上対

策事業負担金110万4,000円、市単独農道及び農業用施設整備事業補助金189万円の内容の説明を求めます。

次に、要旨5点目、予算書57ページ、教育費、中学校費、学校管理費の工事請負費1,920万円、加治木中学校屋外防水工事の内容の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 竹下議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての1点目のご質疑について、湯川議員及び里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

この事業は、離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方、または住宅を失う恐れのある方を対象として、住宅の確保及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、ハローワークによる就労支援を行いながら、原則6カ月以内の期間、賃貸住宅の家賃として手当を支給するものです。

支給額は、生活保護住宅補助費の範囲である月額3万1,500円を限度として支給しております。4月から延べ9人の方がこの制度を利用されておりますが、雇用情勢が厳しい中、今後離職者の増加が見込まれるため、6人分の住宅手当を追加計上いたしました。

次に、2点目のご質疑にお答えいたします。

今年度、国の肝炎ウイルス検診等実施要領が変更となり、新たに個別勧奨メニューが追加されました。対象は、40歳から5歳刻みで70歳までの方であり、始良市の対象者は6,060人であります。

これらの対象者全員へ個別勧奨通知を行い、無料で検診を受けていただくものです。受診者を1,200人として事業費を算定しておりますが、個別勧奨通知の通信運搬費や検診委託料などを計上しております。

3点目のご質疑について、湯川議員、湯之原議員及び堀議員の質疑にもあわせてお答えいたします。

環境保全型農業直接支払事業は、販売を目的として生産を行う「エコファーマー認証者」が、化学肥料、化学合成農薬を5割低減する取り組みや、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者へ支援するものです。

支援交付単価は、10a当たり国が4,000円、県及び市が各2,000円で、合計8,000円となります。今回の補正額の内容は、20人の生産農家で約19haの取り組みが行われます。なお、要件を満たす全農家が対象であり、目標値等については設定されておられません。

次に、そば産地活性化推進事業は、そばの生産拡大を推進することで、地域ぐるみで新たな販路拡大、6次産業化による付加価値の向上を目指す生産・販売体制の確立に取り組むモデル産地を育成するものであります。今回の事業は、県から全額補助を受け、栽培技術や地域に適した品種選定等の取り組みを支援するもので、実施集落は、北山校区そばの里づくり協議会であります。

次に、鳥獣被害防止対策協議会補助金は、平成22年度に策定いたしました始良市鳥獣被害防止計画に基づき、県の補助事業を導入し、集落座談会や追い払い活動を行う集落に、協議会を通じて助成するものであります。

次に、4点目のご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策事業に、新たに23年度から、老朽化する農業

用排水路等の長寿命化を図るための補修・更新工事等が可能となる向上活動が追加されました。この事業を利用して、三叉環境保全会と上名ヤミソ会が水路改修工事、農道舗装工事等を計画しております。事業費は、国が2分の1、県と市が各4分の1で、市の負担額は110万4,000円であります。

市単独農道及び農業用施設整備事業補助金につきましては、土地改良区等が行う事業に対して、市から85%の補助金を交付するものであります。今回の補助金は、木津志小川内地区と木田下古川地区の用排水路改修を110m、日木山楠原地区の農道舗装、幅員3m、延長100mについて行うものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 5点目のご質疑についてお答えいたします。

本年度に入りましてから、かつて旧加治木町に居住されていた篤志家の方から、本年度内に加治木地区の学校に太陽光発電パネルの寄贈をしたいとの申し出がございました。教育委員会としましては、加治木中学校への設置を計画し、屋上の現地調査を実施しましたところ、建設後32年経過していることから、屋上スラブコンクリートが経年劣化しておりましたので、今回太陽光発電パネルの設置工事にあわせて屋上の全面防水工事を実施するものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） これで、竹下議員の質疑を終わります。

竹下議員と重複している質疑項目が湯川議員、湯之原議員、里山議員、堀議員もあります。重複している項目について質疑はありませんか。

○6番（湯之原一郎君） 私は、議案第63号の一般会計のところで重複しているところがありました。環境支払いの件で、今回の生産農家の対象が20名で、19haということでございますけれども、この内容をもう少し詳しくお知らせください。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

エコファーマー認証者数が、全部で131戸あります。このうち的水稲にかかるエコファーマーの方が118戸ありますが、この118戸のうちの2戸の方が参加をされます。それと、有機農業者数が39戸ございますが、39戸のうちの18戸が参加されまして、計20戸ということでございます。

○6番（湯之原一郎君） 総体的に見て、その水稲農家が戸数が多い割には、その申請が少なかったわけですが、私の知る範囲内では、農業活動として5割低減とか、いろんな面で努力されている方がいらっしゃるのを何人か知ってるわけですが、やっぱりそのあたりの中で、今回申請をされなかった人がいると思うわけですが、そのあたりが、もう少し行政としてもアドバイス等、何か助言等があれば、もっとこの数がふえていたんじゃないかというような気がするわけですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、議員のご指摘のとおりのことでございますが、農林水産部農政課としましては、まず、その参加しなかった理由というのをちょっと調べてみました。一番多い、議員のおっしゃる5割低減という

ことで、非常に栽培技術的に難しいというのがございますし、交付単価も1反当たり8,000円ということで、これも金額的にどうなのかなというところもございます。

そこあたりが一番の理由じゃないかと思いますが、我々としては、エコファーマー、この131戸の方々には、この、こういう制度がありますということを直接それぞれに郵送しまして、周知をしているところでございます。栽培技術等については、この制度もまだ27年度まで続きますので、また今後、皆さん方に栽培技術等の講習などもしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで議案第63号について、竹下議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、新福愛子議員に、議案第59号について質疑を許します。

○22番（新福愛子君） 議題となりました議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

改正のうち、第1条関係、附則第8条について、「肉用牛の売却による事業所得にかかる所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数を年間2,000頭から1,500頭へ見直し、その適用期限を平成27年度まで3年延長する」とあります。

以下、4点についてお尋ねいたします。

- 1、免税対象飼育牛の売却頭数を、年間2,000頭から1,500頭に見直す理由は何か。
- 2、適用期限を3年間延長する理由は何か。
- 3、今回の改正で影響を受ける事業所は何軒あるのか。
- 4、市内の畜産農家の年間平均売却頭数は何頭ぐらいか。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件について、笹井議員及び堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

なお、今回の税条例等の改正につきましては、地方税法の一部改正に基づくものであります。

まず、1点目のご質疑についてお答えいたします。

売却頭数の多い畜産農家が居住する市町村に対する税収確保のためであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

この特例は、昭和57年度に創設され、その後の社会情勢、経済情勢の動向に対応するため、内容の見直しや適用期限の延長を行っているものです。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

市内で一番多く売却されている畜産農家で、年間100頭以下でありますので、税額の負担増はないと思われます。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

年間平均売却頭数は、約31頭であります。

次に、過料についてお答えいたします。

現在の過料については、昭和56年の地方税法改正以降、約30年間見直されておりませんでした。今回の地方税法の改正で見直しがなされ、10万円となったものです。同様に、過料の追加についても、他の税との均衡を図るため、今回の地方税法で見直し、追加したものです。

次に、寄附金税額控除についてお答えいたします。

寄附金税額控除の適用下限を2,000円に引き下げましたのは、寄附文化の裾野を広げ、寄附しやすいように整備したものであります。

以上、お答えいたします。

○22番（新福愛子君） 2点だけ再度伺います。1点目に関してなんですけれども、売却頭数の多い畜産農家が居住する市町村に対する税收確保ということでございますが、県内43市町村のうち、何市町村が適用しているのが1点です。

もう1点が、売却頭数でございますが、私、平均をお伺いして、31頭というご答弁をいただいたわけですが、一番多いところでも100頭以下とありますが、具体的に一番多いところで何頭、一番少ないところで何頭を、それぞれお答えください。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまのご質問につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○総務部税務課長（有村正美君） 税務課の有村です。今、県内で43市町村の中で、該当のある市町村があるかということでございますが、この件については調べておりませんでした。1,500頭を売却しますと、月に125頭の、単純に計算しますと、125頭毎月出荷しないとイケないということになりますので、そのような大きな事業所は、いわゆる畜産農家の中では、調べておりませんけれども、少ないんではないかなというふうに思っております。

それから、売却頭数ですが、一番多いところで92頭。それから、少ないところで3頭だったと思います。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほか。これで新福議員の質疑を終わります。

議案第59号については、新福議員と重複している質疑事項が、笹井議員と堀議員からも通告されております。ご質疑はありませんか。

○24番（堀 広子君） 不申告の過料の追加の件でお尋ねいたします。鉾産税と特別土地保有税が追加されておりますけれども、これは、対象となる納税者はどのくらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

また、この対象となる方々に対して、対象になる方々が、これまでに不申告というような事例があったのかどうか。そしてまた、これを適用するにあたりましては、やはり、事前に正しく申告するように、やっぱり指導することが必要かと思いますが、この件については、どのような取り計らいをされていらっしゃるのかも含めてお尋ねいたします。

○議長（兼田勝久君） 担当課長。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。

たばこ税、それから鉱産税、特別土地保有税の過料の追加でございますけども、たばこ税につきましては、日本たばこ産業、それから輸入たばこを扱っていますＴＳネットワーク、この２社でございます。これにつきましては、毎月申告納付していただいております。

それから、鉱産税にかかるものは、今現在、始良市には対象事業者はありません。

それから、特別土地保有税でございますけれども、これにつきましては、平成15年の税制改正におきまして、一応課税停止ということで、今現在課税は行っておりません。

以上です。

不申告につきましては、鉱産税、それから特別土地保有税のほうは、該当がございません。それから、たばこ税につきましても、先ほど言いました日本たばこ産業、ＴＳネットワーク、この２社でございますので、申告納付していただいております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで、議案第59号についての質疑を終わります。

次に、議案第63号について、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○２３番（湯川逸郎君） 全体的には10問質問いたしました、５問は既にすんでおりますので、残り５問を質問いたしたいと思います。

予算書の33ページ、款３民生費、目３の高齢者福祉費の節13負担金補助及び交付金の減額の710万円の補助内容の根拠と理由を問います。

次に、ページ41ページ、款５労働費、目１労働諸費の節13委託料の802万3,000円の国立公園エコツーリズム拠点整備委託料の委託先、利用内容、根拠とその理由をお伺いいたします。

次に、ページ49ページ、款８土木費、目３道路新設改良費、節15工事請負費6,418万円の社会資本整備総合交付金事業の内容、場所及び今後の新設改良計画を問います。

次に、ページ52ページ、款８土木費、目１建築住宅管理費、節15工事請負費130万円の市営住宅解体工事の場所、内容、今後の解体計画と跡地利用を問います。

最後に、ページ62、款10教育費、目７蒲生学校給食センター費、節２給料204万1,000円の一般職給の対象者は何人で、いつからか。また、給与根拠と現在の人員及び今後の対応を問います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第８号）についての、１点目のご質疑について、里山議員、河東議員及び法元議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

この補助金は、定年退職後等に就業を通じて自己の労働能力を活用し、社会参加をする高齢者を対

象に活動を行っている始良市シルバー人材センターへの運営費補助金であります。

これまでも、国の基準にあわせ、国からの補助金と同額を市も補助をしており、当初予算で昨年と同額の2,675万円を計上していましたが、旧3町のシルバー人材センターが統合され、始良市シルバー人材センターとして、1つの公益団体となったため、国の補助金が前年度より710万円減額され、1,965万円の交付となりましたので、本年度は市でも同額を減額計上したものであります。

次に、労働費、労働諸費の委託料について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

まず、4点目のご質疑の国立公園エコツアー拠点整備事業につきましては、国立公園再編拡充により、霧島・屋久国立公園が本市の白銀坂や重富干潟等を含んだ霧島・錦江湾地域と、屋久島地域がそれぞれ国立公園と指定されることとなることから、本市の自然環境を生かしたエコツアーの開発や情報発信をするため、NPO法人くすの木自然館へ委託して、平成23年度事業を実施しております。

この指定については、平成24年1月から2月に官報告示がなされる見通しですので、本事業の中で、国立公園指定にあわせたイベント開催を計画し、市内外へPRするため、今回補正予算を計上するものであります。

事業内容としましては、県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、新規に4人雇用することにより、観光協会と連携した特産品等の販売や展示などのイベントを行うほか、絶滅が危惧されているクロツラヘラサギをテーマとしたシンポジウムの開催などを計画しております。

次に、観光公園整備事業につきましては、鹿児島県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の追加募集により採択された事業で、全額が県補助となっております。内容としましては、公園台帳のシステム構築のため、公園施設等の現地調査を実施し、資料整備を行うものであります。また、遊具の塗装など、軽微な補修等も実施する予定であります。

事業の実施期間は、平成23年11月から24年3月までのうち、3カ月間としております。委託先は、社団法人始良市シルバー人材センターを予定しており、雇用する労働者5人のうち4人につきましては、失業者を対象とした新規雇用者となっております。

7点目のご質疑について、里山議員と法元議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業では、現在、菖蒲谷線、木田本通り線、始良駅前通線の道路新設改良工事と、岩原本通線の道路排水工事を行っております。今回の補正による施工場所は、用地費や補償費を必要としない木田本通線、岩原本通線を予定しております。今後、当該交付金の交付状況を見ながら、事業の早期完成を目指してまいります。

次に、8点目のご質疑にお答えいたします。

市営住宅解体工事の場所は、加治木町反土地内で、内容は、昭和37年度に建設された公営竜門住宅の簡易耐火構造1棟2戸、65.34m²を解体除去、跡地整備をするものであります。今後の解体計画につきましては、老朽化している住宅が空き家になり次第、1棟ごとに順次解体除去を実施する予定であり、跡地利用の計画については、本年度策定する住宅マスタープランの中で位置づけてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、10点目のご質疑についてお答えいたします。

教育費の保健体育費、蒲生学校給食センター費の給料204万1,000円につきましては、再任用職員1人分のものであり、給与根拠は、始良市職員の給与に関する条例に基づくものであります。現在的人员につきましては、この再任用職員1人と職員1人の計2人です。今後についても、2人体

制で管理事務を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 随時2問、3問を質問してまいりたいと思っております。

最初の高齢者福祉費の補助内容の根拠と理由についてということですが、これは、最後のほうに、シルバー人材センターが統合して、始良市シルバー人材センターとして1つの公益団体となったということになっております。それに伴って、196万5,000円の交付を行いますということですが、じゃあそこでお尋ねいたします。

公益法人となった場合の組織の変更に伴う内容と事業的なもの。それから、これがセンターの人たちが何人いて、その人たちの身分はどのような方法になっていくのか。そして、公益法人団体、公益団体となった以上は、ほかに公益団体のこのような組織体はないのか。それから、減額がなされておりますが、その算定的な基準があるのかどうか。この人材センターに運営費補助金として、いつから行われるようになっておったのか。それだけを最初に、1問目の事項としてお尋ねいたします。

次に、労働費のほうにいきますが、ここの箇所で質問いたしますのは、最後のところに、事業の実施は平成23年11月から24年3月までの3カ月間としておりますということで、委託先は、先ほどありました社団法人始良市シルバー人材センターを予定しておりますということで、5名をその失業者を対象として新規雇用しますということですが、この5名の方々の年齢をどのように考えていらっしゃるのか。シルバー人材センターでありますと、60歳以上の方々と、既に、ここでは失業者と書いてございますが、収入的には年金かれこれもございます。完全な無収入の方々の失業者じゃありません。そういうことを考えますと、若者の雇用は、このところに考えられなかったのかどうかをお尋ねいたします。

そして、このシルバー人材センターにこのような事業をやるとなった場合には、公益法人となつていますので、補助金を受けて市の仕事までやらなければいけないのか。この入札方法はどのようなことになるのかお尋ねいたします。

それと、同じく労働費のところに出てくるのが、観光公園整備事業というので行いますということでございますが、内容的には、公園台帳のシステム構築のためと書いてございます。じゃあ、公園台帳は今までになかったのか。あるのにもかかわらず、公園施設の現地調査を行ったと、資料整備を行ってまいりますと。このあたりがちょっと内容的にはわかりません。そのあたりをお答えください。

1問目は以上です。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

シルバー人材センターの事業的なものの内容等でしたが、公益団体と申し上げましても、これは旧町時代から公益団体でございましたわけで、市が合併した関係で、統合という形は取りましたけども、旧町が合併して始良市シルバー人材センターになったというものでございます。したがって、その内容、事業的なものについては変わらないところでございます。身分も当然変わらないところでございまして、この、今、会員制度をとっておりますので、会員としては始良市シルバー人材センターでは668名ございます。それから、日勤の延べ人数でいきますと、5,431人就業されているということになります。

それから、この補助の算定基準ですが、これは、先進自治体もそうですが、合併した場合は、国の

運営費補助限度額取り扱い要綱というのがございまして、合併した当初は、急に補助金が減ると、やっぱりこの運営が大変であろうということで、激変緩和措置ということで、5年間の低減方式、徐々に減っていく方式をとっております。

したがいまして、今回のその補助金の額が710万円減額されたということで、市も減額するというものでございます。市が同額を助成するというのは、国が基準で決めた補助額を、市がそれより下回った場合は、国もその下回った額しかしないということでございますもんですから、どうしても、この、あわせて助成をしていくという考え方でございまして、5年間のうちに約、そうですね、700万ちょっとぐらいには落ちてくるということでございます。

それから、いつからということですが、これはシルバー人材センターが発足した当初から、この制度はあったものと考えております。

以上です。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

観光公園整備事業につきましてのご質問でございましたが、まず1点目が、若者の雇用はしないのかということですが、これは、事業内容といたしましては、都市公園36カ所ございますけれども、これにおける国からの緊急雇用創出事業ということで、臨時特例交付金でございます。

ひとつの基金事業でございますけれども、この中身につきましては、基金を活用して、いわゆる非正規労働者、それと中高年者の失業者に対しての短期の雇用、就業期間を提供しなければならない。そういう中で、生活の安定を図る事業ということでうたわれておりますので、若者、中高年というのが非常にひっかかる場所なんです、シルバーのほうにお願いをいたしまして、先ほども答弁ございましたように、公益団体ということでございますので、そちらのほうにお伺いを立てながら、5名のうち4名の新規失業者を選定したいと考えております。

それと、入札方法は、今申し上げましたように、これはひとつのそういった主要部の関係上、一般のその業者等にはちょっと無理であろうということで、シルバー人材センターを選定しております。

それと、公園の台帳システム化についてですが、これは、公園台帳はもちろんございます。10冊ほどございますけれども、今、ペーパー等での公園の台帳でございますので、今後、これ、マスタープラン等でもちょっと議論になるかと思うのですが、公園も都市公園36、それと、以外が99、合わせて135公園ございますので、この台帳整備を、今後パソコン上、そうした電子システムの中に入れていながら整備を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） シルバー人材センターのことを、公益団体として扱っていく以上は、今回のこの合併に伴って、国からの5年間の緩和措置であったにしても、これが市が下回ったときはどうだということとは言えないと思っておるんです。そこらあたりが、同じように減額されていたということ自体と、それと同等のものをやらなければならなかったという、その理由ちゅうのが、ちょっとおかしいんじゃないかなと思っておりますが、そのあたりをもう1回答弁してください。

それと、観光公園整備事業につきまして、このものにつきましては、同じように、シルバー人材センターに委託していくという方法でございますので、どこが難しい事業なのか、何でこういう一般の方々の若者の雇用は市として考えないのか、そのあたりをもう1回繰り返し答弁ください。

○福祉部長（小川博文君） シルバー人材センターの件につきましてお答えします。

高齢者と雇用の安定等に関する法律というのがございまして、この40条の中に「国及び地方公共団体は、高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターを育成し、就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」という法律がございしますが、国もこの法律にのっとって助成しているということでございまして、私どもも、やっぱりこの高齢者の就労を通じて福祉の増進が図れるという観点から、国にあわせて助成していきたいと考えているところです。

以上です。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

ただいま福祉部長のほうからも回答がございましたように、やはりこの緊急雇用対策事業につきましては、中身は先ほど申し上げましたけども、短期の雇用、就業期間を提供し、生活の安定を図る事業ということであれば、やはりシルバーの中で、シルバー人材センターの中でそういった方々を見つけていただきたいという考えも我々もございます。

一般業者等、そういったものも考えられるわけでございますけども、やはり幅広い中での考え方を持ちますと、シルバー人材センターが一番適当じゃなかろうかと、適正じゃなかろうかという考えを持っています。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで、湯川議員の質疑を終わります。

湯川議員と重複している質疑項目が、里山議員、河東議員、法元議員もあります。重複している項目について質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） 労働諸費のところで、答弁書にクロツラヘラサギをテーマとしたシンポジウムってあるんですけど、あまり聞き慣れない名前ですけれども、いつごろ、どういう講師を呼ばれて開催されるのでしょうか。

それから、土木費の道路新設改良費のところで、木田本通線と岩原本通線を、今予定しているというふうに回答、答弁されているんですけども、今後、交付金の交付状況を見ながらとありますけれども、大体何年ぐらいの計画でしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまの質問について、担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。お答えいたします。

クロツラヘラサギという鳥がおりまして、世界的に絶滅が危惧されている鳥でございます。現在、夏の間は韓国のほうに卵を産みに行っておりまして、冬の間にはこちらのほうに、主に松原から須崎のほうにかけて、あの海岸のほうにおりまして、このクロツラヘラサギというのは、こちらのほうで生息しているという鳥でございますので、私どもも、このクロツラヘラサギを大事にしていこうという観点から、これを選んだところでございます。

以上でございます。

あつ、失礼しました。私どもが計画しているのは、2月から3月を一応予定しているところがございます。

以上でございます。

○建設部長（大園親正君） 木田本通線のこの年数の関係につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 土木課の岩穴口でございます。よろしくお願いいたします。工事の期間ですが、各路線ごと、5年の事業になっております。岩原本通線、それから木田本通線、それぞれ27年度までの予定であります。

以上です。

○13番（里山和子君） シンポジウムの講師がわかっていましたら、お知らせいただきたいのと、この事業費は、2路線の事業費は大体どれぐらいでしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

今現在委託をする予定でございますくすの木自然館のほうと打ち合わせ中でございます。招待客等につきましても打ち合わせ中でございます。詳細につきましては、発注してから考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 社会資本整備事業の総事業費でございますが、木田本通線が2億2,500万円、岩原本通線が2億5,000万円でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○14番（河東律子君） それでは、シルバー人材センターのことについて1点だけ伺いたいと思いますが、補助金が年々減額されていくようです。今年度の当初予算では2,675万円ということで、それが710万円減額されてきていると。激減緩和で5年間ぐらいということなんですけれども、以前はシルバーへの補助金というのは、もうそろそろ独立されてもいいんじゃないかと、いろいろ議論もあるわけなんですけれども、国が、町が補助したよりも、町が減額したら国も減額するので、町も減額ができないというようなふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

ルールとしまして、市が補助をした額を国は上回ることはない。ちょっと言いづらいんですけども、基準を決めるのは国であるわけですが、その基準額に市が助成する額が達しない場合は、市の助成額を国の助成額とするという要綱がございます。

以上です。

○14番（河東律子君） どんどん減額をされていって、助成金が最終的に700万ぐらいなるんじゃない

いかというようなことでございましたけれども、今までシルバーは、例えば町のほうに増額の要請等がきても、国の基準がどんどん下がっていけば、それに準じていくということになるのでしょうか。また、一応町としては、シルバー人材センターの独立といいますか、運営独立といいますか、そういうこともお考えでしょうか。これは市長について伺いたいします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

シルバー人材センターは、先ほど来ご説明申し上げています目的で設立されておるわけでございまして、設立当初は、その初期の目的を達成するために、種々の補助、国、そして市も、その当時は町でしたが、しておるわけでございますが、事業展開する中で、市もいろいろと事業については、シルバー人材センターで図れる事業については、できるだけ目配りをしながら手当をするということの姿勢をしております。

そういう中で、年数が経過する中で、シルバーとしての運営のあり方というのも確立しつつあると思います。そういうことで、国もそのような判断で年々減額になっているというふうに予想するわけですが、そういうことの経過があらうというふうに思います。

○14番（河東律子君） 議長。3回言いました。あつ、いいです。

○議長（兼田勝久君） これで議案第63号について、湯川議員との重複項目の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。午後の会議は1時10分から開催いたします。

（午後0時05分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に申し上げます。田口議員、欠席届が出ました。体調不良です。
以上。

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分開議）

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。

次に、森川和美議員の質疑を許します。

○29番（森川和美君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）に対して質疑をいたします。6月議会あるいは12月議会あたりでは、このような質疑はしないと。あるいはまた、する必要はないというふうに考えております。そしてまた、さらに市長が、始良市のトップにつかれて1年6カ月が過ぎようとしていると同時に、6回目の議会だと私は思っておりますが、そういった観点から、すべて委員会付託となっておりますので、市長の6月、9月議会補正の、いわゆる組み方のいろんな中身についての考え方をお尋ねをするということで、次の3点を質疑をいたします。

まず1点目が、始良市の当初予算編成時から、9月今回の補正時までの留保財源内容を明らかにしていただきたいと思います。

2番目が、国庫支出金、県支出金の今後の見通しをどのように判断し9月補正予算に組み込まれた

か。また、いろんな議員の一般質問等の要望、提言及び住民の陳情や請願、これは過去、今までのすべての陳情、請願を含めて、その点について、十分に組み込みができたかどうかお尋ねいたします。

最後の3点目ですが、この予算配分の仕方として、旧3町のいろいろな懸案の事項、そして、年代別、地域別のバランスをどのように配慮して予算編成をされたか。そこらの考えをお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての、1点目のご質疑についてお答えいたします。

平成23年度の一般会計予算における第8号補正後の留保財源は、前年度繰越金が1億5,292万9,000円、普通交付税が1億5,889万円であります。

次に2点目のご質疑にお答えいたします。

国庫支出金、県支出金につきましては、それぞれの制度・基準に従い、その活用に努めております。平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の復旧・復興に向けた財源確保のため、当初予算で見込んでおりました国庫支出金等に少なからず影響を及ぼすのではないかと危惧いたしておりましたが、現在までのところ、影響は出でおりませんので、予算に従って計画どおり各事業を進めている状況であります。

また、地域の皆様のご要望、ご提言等につきましては、随時取り組んでいるところであります。

次に、3点目のご質疑についてお答えいたします。

予算につきましては、実施計画等に基づいて編成しております。これらの計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、すべての市民の福祉の向上を図り、また、市の均衡ある発展に資するために、地域別のまちづくりの方向性も示しながら、その具現化に向けた予算配分を行っているところであります。

以上、お答えいたします。

○29番（森川和美君） この答弁書を見て、あまりにも、この簡単過ぎるちゅうか、親切が、丁寧さが足りないと思って、もう少し丁寧にいただければ、もう2問目、3問目はしないつもりでございましたけれども、2問目をしていきたいと思います。

まず、この留保財源の点について、前年度繰越金が1億5,200万、普通交付税が1億5,800万ということでございますが、今年度繰越しをどの程度考えておられるのか。それと、この国庫支出金、県支出金及び過年ということで、私は普通交付金等々も配慮するんですけども、国のほうから、ことしの後半、来年度、この5%留保しなさいという通達が来ておらないのかどうかですね。

それと、2問目の質疑に対して、地域の皆様のご要望、ご提言等につきましては、随時取り組んでいるところでありますという、もう2行で終わってるんですが、ここらで、次の3点もあわせてですけども、じゃあお尋ねするんですが、旧町の未解決の部分があると思うんですよ、未解決、大きな懸案の未解決の部分。

具体的に言いますと、例えば、始良のあるところで、一般単独道路整備事業の際に、土地売買契約等々の契約の懸案等が、未解決な部分がありますよね。これ、どこと言いませんよ。そういう案件が、旧町ごとにあるのじゃないかと。そういったものを、どのように、いわゆる努力されて、補正に入れるのかどうか。

そして、この、予算の公平、バランス配付の件ですけども、陳情、請願等の、いわゆる未解決の

部分、これはどの程度あるんですか。そこらをお示してください。

そして、バランスと申しまして、これ地域とか年代、いろいろありますが、この公共施設のバランス、小学校の校舎あるいは市営住宅、そこらがどうも見えないんですが、もちろん大きな物はやっておられますよね、加治木中学校の防水工事とか、どこでしたか、加治木の一市営住宅の解体とかいろいろありますが、その強い要望等の、細々な要望等の、幾度とこの要望されている部分があると思うんですが、そこらをどのように協議して予算配分に取り組まれているのか、お知らせください。

○議長（兼田勝久君）　しばらく休憩します。

（午後 1 時 18 分休憩）

○議長（兼田勝久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 00 分開議）

○議長（兼田勝久君）　先ほどの森川議員、3 点質疑を行っておりますが、3 点目の陳情の内容、それから解決方法はどのように取り扱ったかという件については、本人からの取り消しがありましたので、残りの繰越しの留保財源、この 9 月議会にどのようなめどで計上したかという点が 1 点。2 点目が、国からの指導を含めて 5 % 留保をどのようにしているかという点について、まず回答していただきます。答弁を求めます。

○総務部長（谷山昭平君）　ただいまの質問に対しまして回答を申し上げます。

まず、平成 23 年度の繰越しの関係につきましては、決算剰余で 5 億円程度ですので、繰越金として 2 億 5,000 万程度を見込んでおります。

第 2 点目の 5 % の留保の関係につきましては、通達、通知等参っておりません。

以上です。

○29 番（森川和美君）　まず、質疑内容で、少し不適切といいますか、ありましたことをおわびを申し上げますけれども、ただ、この予算の編成をする際には、さまざまなこの角度で、そして補正予算額をある程度設定をしながら、住民の要望、議員のいろんな提言、そして陳情、請願等を最大限に組み込みながら補正を編成されると思うわけですね。

そうであれば、この、もう少し大いにその計画、つくられた内容を、各所管はどんどん私は語るべきだと思うんですけれども、そこらは非常に残念なんです、質疑と一般質問と、どこがいけん違うかというのは、だれも判断、物差しはないと思うんですけれども、余計な話は別としまして、最後の質疑になりますけれども、それぞれ各地域住民あるいは年代的に、要望やら陳情、請願等があるわけなんですけれども、そういった中で、じゃあ 1 つだけお尋ねしますが、いわゆるソフト面とハード面、そこらと、あるいは、そのどういった形でこの予算編成の各地域、年代等々を、予算、バランスよく、公平・公正にどこで最終的な決断をされるんでしょうか。わかりますか。私のお尋ねしているのは。

○市長（笹山義弘君）　予算編成にあたりましては、市の最上計画でございます総合計画を策定の中で、各ご意見等も十分に承りながら、基本計画に移し、そしてそれを具現化する計画といたしまして実施

計画を策定いたし、その実施計画を執行する中で、その予算処置をしていくということであります。

したがいまして、当初で十分にそのことを予算に反映すべく努力はいたしますけれども、なかには突然の事案等がございまして、当初には間に合わない事案等も発生するわけであります。そのことについても、その、緊急性、それ等を勘案しながら、地域別に公平に執行がされるかどうか、その点も十分留意しながら、今後も図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（兼田勝久君） これで、森川議員の質疑を終わります。

次に、議案第57号について、笹井義一議員の質疑を許します。

○2番（笹井義一君） それでは、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件について質問をいたします。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の基本となるものであります。

まず1つ目でございます。本条例では、総合計画は審議会へ諮問して、答申を受けた内容を成案とし、議会の議決は不要とするのかということが1つです。

それから、2番目に、議決不要の理由は、条例第3篇、行政通則の第1章の組織及び庶務の中の始良市総合計画審議会の委員30人の中に、議員代表として5人が審議に加わっており、議会の意向は十分反映しているからなのか。

3点目が、市長は基本構想だけ議決事項としているが、どのような理由で決定されたのか。基本構想と基本計画は一体的なものではないのかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件についての1点目のご質問についてお答えいたします。

総合計画は、始良市総合計画審議会からの最終答申及びパブリックコメントを経て、12月議会で基本構想案を上程し、議決いただくことを予定しております。したがいまして、本条例案では、議会の議決を必要とするよう規定しているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

審議会委員に議長、副議長及び各常任委員会から1人ずつ加わっていただいておりますが、基本構想案及び基本計画案を審議会に諮問した際には、市議会の各常任委員会としての意見等を取りまとめ、審議会委員としてのご提言をいただき、協議していただいているところであります。

さらに、最終的に議決対象とするものは基本構想案とし、これを具現化するものとして基本計画案をお示しして、議会において十分に論議していただく予定にしております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想はまちづくりの基本理念と、市の将来的な姿を示しており、基本計画は、基本構想で掲げた将来像を具体的に示すとともに、市政全般にかかる政策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に明らかにしたものであり、市が策定する計画や施策の基本となるものであります。

議員仰せのとおり、基本構想と基本計画は総合計画に含まれており、さらに実施計画を含めたうえで一体となるものでありますが、今回の条例案は、地方自治法の改正に伴い削除された市町村による基本構想の策定の義務と、基本構想に対する議会の議決について、これらの重要性を尊重し、地方自

治法改正前の内容を条例の中に位置づけようとするものであります。

以上、お答えいたします。

○2番（笹井義一君） この条例案の第4条「議会の議決」というところがございまして、「市長は基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする」と、このようになっております。今言われた総合計画は、基本構想と基本計画が一体となって、その下に具体的に実施計画が組まれていくわけでございます。

今の答弁の中では、基本構想の策定の義務と、基本構想に対する議会の議決についてということで、地方自治法の改正に伴って削除されたものを、始良市の条例の中に生かしていくんだという、そういうことでございます。

基本構想は、議会の議決を経ることになるけれども、基本計画については、これは議会の議決は不要とされるのか。もう1回、そのところをご答弁願いたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） 総合計画のご質疑についてお答えいたします。

基本計画を議決事項としなかったのは、先ほど一般質問の中でも市長のほうで答弁しましたように、地方自治法改正前の内容を条例の中に位置づけるということですが、このことは、基本計画は皆さんの手元にあると思いますけれども、具体的な事柄が書いてございます。

そういうことで、議決をするようになりますと、今回の基本計画と違いまして、具体的な記載でなく、方向性を示すような文言になろうかと思います。そういう意味で、当初から基本計画は議決の対象とせずに、より具体的な記載をするように努めたところでございます。

○2番（笹井義一君） 今、作文は出しましょうと、議決を経ましょうと。しかし、具体的な絵はこっちがするのよというふうに聞こえてならないわけでございます。

確かに、地方自治法の中で、もうこれは要らないと、議決の必要はないと、つくる必要もないというような形になってきてはいるんですけれども、これは前向きなことではあるかなと思っておりますけれども、結局、文章では、ここはこういうふうに、こういうふうにということはされても、結局、具体的には、もう執行部で思ったようにいろんな計画がなされると、そのように判断してよろしいのか。もう1回。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

基本構想は、やはり議決事項とさせていただくところでございますが、先ほど来ご説明申し上げておりますように、この基本構想とか策定する場合の、この審議会の委員につきましては、議会の方々においても構成をいただいているところであります。

したがいまして、基本構想の中で、そのあと、その策定する中においては、基本計画というものもお示しをしなければ、なかなかその審議会のその作業が進まないというふうに理解いたします。

したがいまして、そのような手順を踏まさせていただいていることを受けまして、今回の条例制定については、従来どおりの自治法のそのことを尊重いたしまして、始良市といたしましては、この基本条例の、その総合計画の策定条例の制定については、改正前の従来その条例にして議決をいただくということにしているところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで笹井議員の質疑を終わります。

次に、議案第63号について、東馬場弘議員の質疑を許します。

○16番（東馬場 弘君） 1点だけ。32ページ、款3、項1、目2障害福祉費の節18備品購入費、公用車の購入についてですが、2点ほど。

まず1点目、今回提案の理由、基準等、それを問います。

2問目、これは、今まである車両のほかに増車なのか、買いかえなのか、3地区のどこで配車されるのか。また、グリーン購入法のほうはどうなっているか。これについて、2点だけ質疑をします。

○市長（笹山義弘君） 東馬場議員のご質疑につきましては、副市長がお答え申し上げます。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての、1点目のご質疑についてお答えいたします。

公用車の購入につきましては、今回、県の内示を受け、障がい者の日中活動支援のための地域活動支援センター設置に伴い、併設する相談支援業務において、訪問相談等に必要な自動車を新規購入するための補正計上であります。なお、購入にあたりましては、循環型社会の形成に配慮したグリーン購入法適合車種から選定いたします。

以上、お答えといたします。

○16番（東馬場 弘君） 答弁書では、障がい者の日中活動支援のためということですので、3障がい者、知的・精神・身体ですね。今後、こういったサービスがどんどん充実してくるのは望ましいことなんでしょうけども、合併しまして、始良市は約230m²と広域なんでしょうけども、こういった体制が望まれるということで、その職員の体制、車両等の運用体制について、まずお伺いします。

それと、予算的には1台分じゃないかというふうに思いますけども、多分これは県の補助金でなっておりますので、多分補助金で購入の予定だと思いますが、1台で賄えるのか。いわゆる、先ほど言いましたけども、この始良市が230m²ということなので広いですし、3障がい者のことを考えますと、1台で賄えるのか、ここの2点についてお伺いします。

○福祉部長（小川博文君） ただいまのご質疑につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回、立ち上げます地域活動支援センター事業につきましては、新規立ち上げということでございまして、主に精神障がい者の方を中心に支援をしたいというふうに考えておりまして、事業の中身につきましては、通所によるデイサービスが主ということでございまして、当面1台で状況を見たいというふうに考えているところでございます。

○16番（東馬場 弘君） せっかくですので、県の補助で一応1台購入でしようけども、先だって私、

一般質問でも言いましたけども、これ、質問と質疑のちょっと境目、ちょっと厳しいんですけども、結局、車両がほとんど福祉の車両なかなか足りなかったり、故障とかいうのを聞きますので、あわせて単費でも、なぜ1台一緒に請求できなかったのかなというふうに思いますけども、その点だけちょっとお願いします。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

今回の補助事業につきましては、10分の10の事業でございまして、補助上限額が120万円ということとでございまして、中身につきましては、自動車1台と。それと、パソコンを購入ということになっております。

先ほど申し上げましたように、新規立ち上げということでございまして、当面、1台で状況をみて、状況に応じてその後につきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） これで、東馬場議員の質疑を終わります。

次に、議案第61号と議案第63号について、湯之原一郎議員の質疑を許します。

○6番（湯之原一郎君） それでは、3点質疑を行います。

まず、議案第61号 一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正をする条例の件でございしますが、提案趣旨の中で、蒲生地区では、その市民を対象として説明会を34回開催。あと、7月9日に衛生協会蒲生支部理事会において、公民館長、同主事の方々の承認を得たという説明がございしますが、その中で、住民説明会とか衛生協会の蒲生支部理事会等におきまして、公民館長、主事さん方から、いろいろ要望が出されたと思いますけれども、その要望等についてどのような検討がなされたのかお伺いいたします。

次に、議案第63号 一般会計のほうですが、40ページ塵芥処理費の中で、蒲生地区の資源物常設ステーションの設置場所と委託内容についてお伺いいたします。

3点目、農林水産業費の中で、治山林道費。原材料費として20万円計上されております。林道等の資材補修用ということですが、最近、林家の間で、林道・作業道の補修用資材をなかなか支給してもらえないという話を時折耳にするわけですが、実情についてお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてのご質疑にお答えいたします。

住民説明会や衛生協会蒲生支部理事会におきましては、高齢者の問題や自治会未加入者の取り扱い、指導員の配置などにつきましての質問が多く出されました。また、要望として、粗大ごみの収集がないので設ける予定はないのかとありましたので、来年度から収集する方向で検討しております。

市といたしましては、現在の袋方式から、ネット、コンテナ方式に変更するにあたり、資源物ステーションの新設では、ご要望も取り入れながら、公民館のご協力をいただきました。今後、疑問点や不都合な点が発生しましたときには、総合支所本庁へご連絡をいただいて改善を行うとともに、分別指導員として職員の協力を得ながら、市民の皆様方の利便性と、集められた資源物の品質向上に向けて努力していきたいと考えております。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての、2点目のご質疑について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

蒲生地区の常設ステーションにつきましては、現在のシルバー人材センター敷地内を予定しております。資源物直接搬入受入業務委託料につきましては、1月から3月まで、毎週土日の午前中に開設する常設ステーションの業務にかかる委託料であります。

次に、5点目のご質疑にお答えいたします。

市で維持管理している林道等につきましては、地域の方々や利用者から、道路補修等の依頼がありましたら、早急に現地を確認し、対応しているところであります。今回の補正は、林道等の補修用資材として原材料費を増額するものであります。間伐材を搬出するなどの森林整備を実施するために利用される作業道等につきまして、地域の方々や利用者から、道路補修用資材の支給の要望がありましたら、現地を確認し、必要に応じて支給していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○6番（湯之原一郎君） それでは、議案第62号について、3点ほど続けて質疑をいたしますが、大体、この答弁書の中にございますように、高齢者の問題というのは、非常に大きな問題になってくるんじゃないかと考えます。

特に、蒲生地区で言えば、小規模学校区、ここでは、その現在のごみステーションからするとかなりのステーション数が減っているわけですけど、中にはその資源ステーションまで1kmとか2kmとかいう範囲で、その資源物を持って行かなければならない方々も出でくるんじゃないかと想像するわけですけども、このあたりの資源物ステーションの設置箇所をふやしてほしいとかいう、そのような要望とかなかったんでしょうか。それに対しては、あったのなら、どのような対応をされたのか。

あと、この条例文の附則の中に、附則の2ですが、スプレー缶用指定袋及び資源物用指定袋については、施行日以後当分の間という「当分の間」というあいまいな表現がされておりますけれども、これは、すべてのその該当の袋を使い終わるまでは使用していいという意味なのかどうか。

あともう1点は、これは提案要旨の中にございますが、このほど統一的な収集の第一段階としての集約がなされたことから、今回、本条例の一部を改正するものですという説明がございますが、今回が第一段階だとすると、第二段階、第三段階があるのか。それについて説明をお願いしたいと思います。

あと、次に63号ですが、場所については理解しましたがけれども、説明、趣旨説明でも、この答弁書でも、常設ステーションという言葉が使われておりますが、答弁の中では、毎週土日の午前中に開設するということで、常設ステーションと言いますと、常に受け入れをするという意味に受け取られかねないんじゃないかと思いますが、この常設ステーションが妥当なのかどうか、お伺いいたします。

それと、3点目については了解いたしました。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

まず、高齢者で車がなかったり、遠かったり、出せない方はどうすればいいのかという、こういった質問についてありました。それにつきましては、今後検討していかないといけないわけですが、市として、今後何らの方法をやっぱり考えていかないといけないということで、今、検討中でございます。

それと、当分の間ということでございましたが、これは議員仰せのとおり、今持っていच्छやる、そういう袋等については使い終わるまでというようなことで一応考えております。

それと、第二、第三のその改善ですか、それにつきましては、今、今回は資源ごみのみを一応改善ということではしておりますが、今後、ごみ収集とか、そういったもの等も出てきますので、そういったものを含めてということで、今回は第一段階ということにしております。

それと、63号の常設ステーションですが、これにつきましては、今の件だけでは常設というのは、始良地区にありますように、上場のほうにあるんですが、あれは収集曜日を決めて、そこにいつでも持っていけるような形でしております。それは、回収日が一応ある程度決めないといけないということでの、常設ステーションという形にしております。

以上でございます。

○6番（湯之原一郎君） ただいまの答弁に対する確認ですけれども、搬入はいつでもできると。ただし、その、搬入はいつでもできるという意味で受け取ってよろしいのでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまのご質問については、担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。お答えいたします。

蒲生地区におきましては、今答弁いたしましたように、土曜、日曜日の午前中ということで、常設ステーションという言い方をしているところでございます。通常のところにおきましては、水曜日が収集日ということで、皆さん方をお願いしているところでございますが、収集をする自治会あるいは公民館によりましては、やはり土曜日、日曜日にされるところもあろうかと思えます。そういった方々が、常に出せるという意味合いも含めまして、常設ステーションということで、シルバー人材センターのところに土曜日、日曜日の午前中を開放して、そこで指導員を配置しまして、蒲生の皆様方の利便性を図ったところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで湯之原議員の質疑を終わります。

湯之原議員と重複している質疑項目が里山議員もあります。重複している項目について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで議案第63号について、湯之原議員と重複項目の質疑を終わります。

次に、議案第61号と議案第63号について、里山和子議員の質疑を許します。

○13番（里山和子君） 議案第61号 始良市の一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑をいたします。

蒲生地区は、これまで資源物を指定袋に入れて排出していたが、新たに資源物用の収集所を約80カ所開設して、専用のネットコンテナによって月1回、ただしプラスチックについては月2回収集するというふうに説明されておりますけれども、当番制など、始良地区と同じ方式をとっていくのか。また、加治木地区は今のままでやっていくことになるのかをお伺いいたします。

議案第63号ですが、平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）ですけれども、民生費、社会福

祉費、障害福祉費の障害者自立支援法改正に伴うシステム改修委託料が55万7,000円予算化されておりますけれども、この法改正はどういう内容なのかお伺いいたします。

道路維持費の補正が1,631万5,000円となっておりますが、計が1億3,119万2,000円となっておりますが、年度末にはどのくらいになるのでしょうか。また、現在の要望が何件で、この補正で何件ぐらい解決していくのか。要望に対して何%の予算化になっているのかお伺いいたします。もっと予算をふやして、道路整備を急ぐ考えはないかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について、河東議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

資源物収集の統一化に向けて、昨年から素案を検討してまいりましたが、今年度は蒲生地区の資源物の排出方法及び加治木地区の資源物の名称の統一を進めているところであります。

具体的な自治会での進め方につきましては、当番制を引かれるところもあれば、指導員を多く配置して進められるところもあり、統一されておりません。加治木地区では、ステーションごとの指導員配置の体制をとっておりますが、自治会によっては当番制のところもあると聞いております。

今後の進め方につきましては、加治木地区衛生協会、自治連絡協議会を通じて方向性を示していきたいと考えております。資源物の収集方法につきましては、今まで蒲生地区では、袋に入れてごみ収集所にて、毎週品目ごとに出されておりましたが、来年度から、資源物ステーションを新たに80カ所設け、4地区に分けてすべての資源物につきまして、定められた曜日に収集することとなります。

加治木地区では、資源物の名称が相違する分類でありましたので、来年度から統一した名称・分類にし、地区を2つに分けて収集回数を4回としておりますことから、今後はこのことも協議してまいります。両地区とも来年4月からは本格実施し、資源物の搬出量を見極めながら次の段階へ進めてまいります。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての2点目のご質疑にお答えいたします。

今回のシステム改修にかかる法改正の内容は、地域における自立した生活のための支援の充実を目的に、グループホームやケアホームの入居者にかかる家賃の一部助成制度と、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスが創設されたことであります。

次に、9点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の補正の主なものは、シルバー人材センターに委託する道路河川の維持管理委託料と、久末・薄原線法面復旧工事の工事請負費であります。現在、道路維持工事として、町通り線など6件を発注し、施工中であります。

また、地方改善施設整備事業等により、建昌・上場線など、24件の整備を計画しております。さらに、道路新設改良事業で、木田本通線など、16件の整備を計画しております。要望箇所につきましては、今年度は8月末現在で、43件の要望がされております。今後も引き続き、年次的・計画的に維持

管理に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○13番（里山和子君） 一般廃棄物のところで質疑いたしますけれども、この答弁書の61ページのところで、具体的な自治会での進め方については、当番制を引かれるところもあれば、指導員を配置して進められるところもあり、統一されておられないというふうに、これ、蒲生地区のことだと思いますけど、ありますけれども、当番制を引かれるところが何自治会で、指導員を配置されるところが何自治会あるのかお答えください。

それから、加治木地区でも、大体指導員体制とってるけれども、自治会によっては当番制のところもあるということですが、この当番制のところはどのくらいあるかお知らせください。

それから、62ページの、回答書の62ページですけれども、今まで蒲生地区では袋に入れて品目ごとに出不着ておりましたが、来年度から80カ所を設けて、4地区に分けて、定められた曜日に収集することになりますとありますけれども、これは月に1回なんでしょうか、何回になるんでしょうか。

それから、加治木地区では、資源物の名称が相違する分類でありましたので、来年度から統一した名称分類にして、地区を2つに分けて、収集回数を加治木は4回ということで、蒲生が何回になるかわかりませんが、ちょっと回数が違うんですけれども、このあたりをどのように考えていらっしゃるか。

それから、蒲生のこの収集の仕方は、始良は12品目でしたか、相当数多く分けておりますけれども、どのくらいの品目で分けていくことになるのかお知らせください。

それから、63ページ、グループホームやケアホームの障がい者の自立支援法改正に伴う点ですが、グループホームやケアホームの入居者にかかる家賃の一部助成制度と、移動を支援するサービスが創設されたということになっておりますけれども、これは、総額、改修委託料が、これはシステムの改修ですね。家賃の一部助成制度のところを、もうちょっと詳しくご説明ください。

それから、移動を支援するサービスについてもご説明いただきたいと思います。

以上ですね。2問目は以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

まず、加治木地区と蒲生地区のその当番制等についてでございますが、これにつきましては、今、加治木地区についても、今現在説明会を行っているところでございますので、そういったのが終わってから、今後その辺は検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、蒲生地区の4地区でございますが、これは定められた曜日に収集ということで、月何回ぐらいかということなんです、これにつきましては、まず4地区というのは、A B C D分けてございます。

A地区につきましては、資源物とプラスチックを第一水曜日。プラスチックのみを第三水曜日というような形のものです。プラスチックについては、月2回という形になります。

それと、B地区につきましては、資源物とプラスチックを第二水曜日、それからプラスチックのみを第四水曜日。

それと、C地区につきましては、資源物とプラスチックを第三水曜日、プラスチックについては第一水曜日。

それと、D地区につきましては、資源物とプラスチックを第四水曜日、プラスチックのみを第二水曜日という形のもので、一応収集日を決めております。

これにつきましては、月2回という形、プラスチックについては月2回。それで、資源物については月1回という形でございます。

この加治木地区の種々の回収につきましては、今、先ほども言いましたけど、一応、こういう目安は示しておりますが、説明会等でどういった要望等があるか。今後それ等を見極めて、この回数も確定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉部長（小川博文君） ただいまの法改正の内容についてのご質疑には、担当課長に答弁させます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。それでは、お答えいたします。

グループホーム、ケアホームの具体的助成の中身はについてでございます。家賃につきましては、利用者1人当たり月額1万円を上限に助成するものでございます。家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成いたします。平成23年10月分から適用ということでございまして、グループホーム、ケアホームあわせまして53名の支援を予定しているところでございます。

次に、重度の視覚障がい者の移動支援サービスの中身についてでございます。重度視覚障がい者・障がい児の移動支援につきまして、同行援護としまして、障がい福祉サービスに位置づけをしまして、自立支援給付の対象とするものでございます。

サービスの内容につきましては、移動時及びそれに伴う外出時におきまして、当該障がい者に同行しまして、必要な視覚的情報の支援、代筆、代読等でございます。や、排泄、食事等の介護を実施するサービスでございます。

以上でございます。

○市民生活部長（花田實徳君） 先ほどの答弁の中で、1つ答弁漏れがございましたので、お答えします。

品目の種類を言われましたが、これについては、始良も蒲生も一緒、8種類ということになります。以上でございます。

○議長（兼田勝久君） 続けて答弁してください。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいま申し上げました種類につきましては、資源物のみが8種類ということでございます。

○議長（兼田勝久君） いいですか、里山議員。

○13番（里山和子君） この当番制と指導員を置く自治会数は、聞いたんですけど、答弁をお願いしたいと思います。

資源物は両方ともですかね、これ、8種類に分けるといふふうにご答弁ありましたけれども、たしか始良は12種類ぐらいだったんじゃないですかね。そのあたり、もし違うとすれば、どうしてそのように違ったのかというあたりをお聞かせください。

それから、以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） すいません。先ほどの答弁の中で、種類が8種類ということでございましたけど、紙類が漏れておりましたので、それを含めて12種類です。すみません。

それと、当番制のその自治会数の数でございますが、それにつきましては、担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 蒲生地区におきましても、加治木地区におきましても、今、指導員という位置づけがあいまいでございまして、今回、蒲生地区におきましては、実際、今まで搬出される方が出でて、自由に出されていたわけでございますが、今回から、来年の1月からでございますが、指導員を立てて、そして、あるいは当番制をひいて、そして進めるという方向で目指しておりますので、蒲生地区におきましては、今後こういう公民館が単位で、あるいは自治会単位で出てくるということを申し上げた次第でございます。

加治木地区におきましては、指導員というものにつきまして、年間1万1,000円払っているという状況でございますが、こちらにおきましても、指導員の負担を軽減するというところでございまして、自治会によっては当番をひいて、そして当番の方が指導員を兼ねるという方向でしていращやるところがあるということでございまして、何カ所というところまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで、里山議員の質疑を終わります。

議案第61号については、里山議員と重複している質疑事項が、河東議員もあります。重複している項目について質疑はありませんか。

○14番（河東律子君） ほとんど解明されましたけれども、1つだけ、加治木と蒲生が指導員の役割みたいなもの、まだ十分指導員としてのそういう置かれていないような感じのところもあるんですけども、指導員についての役割というようなものを、やはりきちんと共通理解をしていただかないといけないんじゃないかなと思います。

湯之原議員の答弁のところで、市民の皆様方の利便性と、集められた物質の品質向上に向けて努力しますという答弁があるんですね。これは、里山議員のでも一緒だろうと思うんですけども、やはり、この品質の向上というのを目指すために、やっぱり指導員というのは置かなけりゃいけないと思うんですね。

ですから、なかなか住民の方々に「これはこうですよ」「ああですよ」「これはあまりよくないですよ」とか指導するというのは、なかなか大変なんですよ。ですから、指導というよりも、一緒にいい品質の物をつくっていきましょうという感じで、指導員というのは何をするのか、当番の方も指導員ですので、どうするのかっていうところの勉強会みたいなものとか、共通理解的なものを、これ十分していかないと、なかなかうまくいかないんじゃないかなと思うんですけども、その辺どのように

しようとお考えなんですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

今、議員の仰せのとおり、指導員の役割というのが非常に大事だというように、私ども担当課でも考えているところでございます。今現在、蒲生地区におきましては、職員の勉強会もいたしました。それで、今回、今加治木地区行っているわけですが、加治木地区におきましても、職員の勉強会をしていただいて、職員の方々からまず覚えていただくということでやっています。

そして次に、この11月になりましたら、蒲生地区、加治木地区におきまして、指導員となられる方々の推薦をいただきまして、あるいは加治木地区は決まっているわけですが、その方に再度集まっていいただきまして、ごみに対する、こういったパンフレット等がございまして、こういった物もお配りしながら、再度、住民の方と一緒に、みんながわかるような、そういった指導の仕方、特に、トラブル等が発生する場合がありますけども、そういったことがないような指導の仕方を勉強して、そういった指導の方法を学んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○14番（河東律子君） 最後に1点だけお伺いしますけれども、まあ大体1ステーションに、その指導員か、あるいは当番さんかというのを、何人ぐらい置かれる予定でしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

今現在、収集場所に集められる自治会の戸数によりまして、ステーションの数が大まか決まっておりますが、少ないところにおきましては、1人でも十分かと思いますが、今、蒲生地区におきましては、2名から3名をお願いしたいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） もう終わった。

○14番（河東律子君） 今、2回ですか。最後と言いましたけど、今、2回ですね。

○議長（兼田勝久君） これで議案第61号について、里山議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、議案第63号について、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 1点だけになりますが、議案第63号 平成23年度の始良市一般会計補正予算（第8号）のページ60ページ、文化財費、蒲生の大クス樹勢診断委託料16万8,000円とあります。このことについてお尋ねいたします。これは、どのような診断を行うものであって、また、これは毎年行うものなのかお尋ねします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）についての、5点

目のご質疑にお答えいたします。

国の特別天然記念物である蒲生のクスは、平成8年度から11年度にかけて、大規模な保護増殖事業を行いました。その後は、経過措置を見るために、樹勢診断を行ってきたところであります。樹勢診断は、毎年3回程度、樹木医立ち会いのもと、樹勢保護に必要とされる項目について調査を実施しております。

具体的には、樹根や葉、枝など樹の生育状況や病虫害の発生状況、周辺土壌の堅さや構造物の設置状況などを調査対象としております。これらの調査によって、クスの樹勢について現状を把握し、その診断結果と樹木医の指示に基づき、必要な措置を取っております。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） ご答弁で、8年度から11年度、約4年間という長い期間、大規模な保護増殖事業を行っていらっしゃったわけですが、これはどのような事業になるのか、保護増殖事業というのはどのような事業だったのか。そしてまた、この時期に、この事業を行った理由ですね。

それともう1点、この樹木医さんは、この始良市にどのくらいいらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

保護増殖事業についてでございますが、平成8年度から11年度にかけてということで、4年間行ったわけですが、まず最初に、準備期間といたしまして、平成6年度、7年度におきまして、蒲生のクスの保全調査を実施したということでございます。樹根、樹幹、樹皮、土壌、樹木周辺環境保全全般にわたる診断ということでございます。

さらに、先進地研修を行いまして、同事業の先進地について視察研修を行い、また、保護対策検討委員会を設置しまして、この蒲生のクスの保護につきまして準備をし、平成8年度から年度別に事業計画を立てまして実施をいたしております。

これは、国の補助事業でございまして、約9,000万円程度の補助をいただきまして、腐って穴が空いたところなど、雨水の侵入防止対策、それから空洞内部、腐食したところの除去、あと防腐処理、土壌改良、周辺緑化、環境整備と行ってきたというところでございます。

なぜこのような事業を行ったかということでございますが、クスの樹勢に急激な衰えが見え始めたということで、何らかの対策をしないといけないということで、この事業が取り入れられております。

あと、樹木医の方が何人いらっしゃったかというのは、ちょっと私ども把握しておりません。

以上です。

○議長（兼田勝久君） いい。

○24番（堀 広子君） よろしいです。

○議長（兼田勝久君） これで、堀議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第58号から日程第12議案第63号までの一括質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。10分間といたします。

(午後 2 時55分休憩)

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時05分開議)

○議長(兼田勝久君) これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、先に配付しました議案処理一覧によって処理します。

○議長(兼田勝久君) 日程第 1、議案第58号 始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件から、日程第 7、議案第68号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算(第 1 号)までの 7 件は、会議規則第37条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 1、議案第58号から日程第 7、議案第68号までの 7 件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(兼田勝久君) 日程第 1、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

○議長(兼田勝久君) これから議案第58号 始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。

したがって、議案第58号 始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 日程第 2、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

○議長(兼田勝久君) これから議案第62号 始良市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。

したがって、議案第62号 始良市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の件は

原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第3、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

したがって、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第4、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

したがって、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第5、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

したがって、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

したがって、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第68号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

したがって、議案第68号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第8、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件から日程第12、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）までの5案件につきましては、先に配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君）

日程第13、請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者への発注の請願

日程第14、請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件

日程第15、陳情第3号 始良市プール施設建設について
の3件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） この3件の請願、陳情は、さきに配付しました請願、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君） 日程第16、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第6号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

玉利道満議員、登壇してください。

○18番（玉利道満君） 登 壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第17、議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18、議案第70号 平成22年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第19、議案第71号 平成22年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第20、議案第72号 平成22年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21、議案第73号 平成22年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第22、議案第74号 平成22年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第23、議案第75号 平成22年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24、議案第76号 平成22年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25、議案第77号 平成22年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26、議案第78号 平成22年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第27、議案第79号 平成22年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28、議案第80号 平成22年度始良市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び

日程第29、議案第81号 平成22年度始良市水道事業会計決算認定について

までの13案件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第81号 平成22年度始良市水道事業会計決算認定についてまでの13件の平成22年度各会計の決算認定の件につきましては、一括して提案理由をご説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、それぞれ監査委員の審査を受けておりますので、その意見や法令で定める関係資料を添えまして、議会の認定を求めるものであります。

平成22年度の主な事業内容につきましては、別添の主要な施策の成果の説明書に記載しておりますので、ここでは総体的なことにつきまして申し上げます。

まず、平成22年度普通会計の決算状況などから見ました本市の財政状況について申し上げます。財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は84.8%で、前年度より5.9ポイント改善しております。この主な要因は、普通交付税交付額の増加によるものであります。

次に、実質公債費比率は12.6%で、前年度より0.9ポイント改善し、また将来負担比率は79.9%で、前年度より24.8ポイント改善しております。その2つの指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、特定目的基金の現在高は47億9,710万9,000円で、前年度より8億1,675万円増加しております。一方、市債残高は344億4,056万3,000円で、前年度より3億8,856万9,000円減少しております。

以上のように、指標から見ますと、本市の財政は良好な状態にあると言えますが、長引く深刻な経済危機に見舞われ、依然として厳しい経済雇用情勢が続いている中で、今後予想される社会保障費の一層の伸びに対応しつつ、活力に満ちたまちづくりを進めていくため、行財政改革に力を傾注し、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

続いて、会計別に決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計についてであります。決算額は、歳入が285億2,740万4,000円、歳出が272億1,163万円で、歳入歳出差し引き額は13億1,577万4,000円となりました。

歳出の主なものは、ほ場整備などを行う農村振興総合整備事業、まちづくり交付金事業、林道堂園線開設事業、過疎対策道路整備事業、龍門滝周辺景観整備事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及び子ども医療費扶助事業などであります。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定においては、主に被保険者の医療費にかかる支出や、支援金、納付金、抛出金などの支払い基金への支出及び保険証の交付等や保険税の賦課にかかる支出、特定健診や特定保健指導にかかる支出を行いました。決算額は、歳入が82億2,734万円、歳出が80億4,932万5,000円で、歳入歳出差し引き額は1億7,801万5,000円となりました。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定においては、北山診療所を運営し、僻地診療の要として、診療はもとより、疾病の早期発見や介護予防を視野に入れ、北山、木津志地区の地域包括医療の充実に取り組みました。決算額は、歳入が9,248万5,000円、歳出が7,967万9,000円で、歳入歳出差し引き額1,280万6,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計においては、後期高齢者に適切な医療の給付を行うため、資格、給付関係事務及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ保険料を納付いたしました。また、長寿健康審査や訪問指導、人間ドック費用助成により、後期高齢者の健康保持と医療費の適正化に努めました。決算額は、歳入が7億9,948万5,000円、歳出が7億8,639万5,000円で、歳入歳出差し引き額1,309万円となりました。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定においては、被保険者からの介護保険料及び制度の中で定められております国、県、市からの介護給付費負担金等と、支払い基金からの交付金等を主な財源として、介護保険制度の安定的な運営を実施するための被保険者の資格管理や認定調査にかかる事務及び制度の趣旨普及のほか、介護保険サービス利用に伴う各種給付費の支給などを行いました。決算額は、歳入が53億7,223万7,000円、歳出が50億8,776万6,000円で、歳入歳出差し引き額2億8,447万1,000円となりました。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定においては、介護保険における要支援1、要支援2の認定者に対し、延べ8,404件の介護予防サービス計画を作成いたしました。決算額は、歳入が6,435万4,000円、歳出が6,210万5,000円で、歳入歳出差し引き額224万9,000円となりました。

次に、簡易水道施設事業特別会計においては、上場地区、中野地区、成美地区、白浜地区、漆地区及び西浦地区の簡易水道施設、並びに木場地区、堂山、山花地区、中甕地区、池平地区、目木金地区の飲料水供給施設の維持管理を行いました。決算額は、歳入が1億2,939万9,000円、歳出が1億2,748万5,000円で、歳入歳出差し引き額191万4,000円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計においては、農業集落排水地域である山田地区のし尿、生活雑排水を処理する施設の適正な維持管理を行いました。決算額は、歳入が6,484万6,000円、歳出が6,117万2,000円で、歳入歳出差し引き額367万4,000円となりました。

次に、地域下水処理事業特別会計においては、加治木町新生町を中心に快適な生活環境の保全を図るため、集合処理方式による処理施設の適正な維持管理を行いました。決算額は、歳入が2,539万円、歳出が2,353万5,000円で、歳入歳出差し引き額は185万5,000円となりました。

次に、農林業労働者災害共済事業特別会計においては、農林作業中の事故による休業や疾病等について、本人の掛金と一般会計からの繰出金をもとに補償を行う共済事業を実施いたしました。決算額は、歳入が202万1,000円、歳出が57万1,000円で、歳入歳出差し引き額は145万円となりました。

次に、土地区画整理事業特別会計においては、帖佐第一地区において、事業計画に基づき換地処分へ向けた換地処分通知書作成、出来形確認測量、区画整理登記業務委託費等を実施いたしました。保留地の処分状況は7画地、面積2,003m²で、処分価格は7,821万8,074円であります。決算額は、歳入が2億5,939万3,000円、歳出が2億4,700万8,000円で、歳入歳出差し引き額は1,238万5,000円となりました。

次に、老人保健医療特別会計においては、平成20年3月で、老人保健医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、過誤調整のみの医療費の支出と、平成21年度実績精算により、支払い基金及び国、県へ医療費交付金の返還をいたしました。決算額は、歳入が1,139万6,000円、歳

出が1,046万5,000円で、歳入歳出差し引き額93万1,000円となりました。なお、平成23年3月31日
をもちまして、老人保健医療特別会計は終了いたしました。

次に、水道事業会計においては、災害に強く、安定した給水と、安全で良質な水道水を効率的に供給するため、老朽管の更新や管網整備を実施するとともに、重富地区の水源調査などを実施いたしました。決算額は、収益的収支につきましては、水道事業収益が12億3,217万4,000円、水道事業費用が9億7,696万5,000円で、収支差し引き額2億5,520万9,000円となり、消費税を整理した当年度純利益は2億4,418万4,000円となりました。また、資本的収支では、収入が1億4,465万4,000円、支出が7億443万6,000円で、差し引き不足額5億5,978万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金減債積立金などで補てんいたしました。

以上、平成22年度の各会計の決算概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（兼田勝久君） ここでお諮りします。

ただいま提出案件13件について、提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は、10月7日の会議で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は、10月7日の会議で処理することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は10月7日、午前10時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

〔起立・礼〕

○議長（兼田勝久君） どうもご苦労さんでした。

（午後3時30分散会）